

1. 令和3年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和3年2月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 令和3年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第4号））
- 日程5 議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第5号））
- 日程6 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程7 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程8 議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程21 議案第18号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程22	議案第19号	令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程23	議案第20号	令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
日程24	議案第21号	令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
日程25	議案第22号	令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
日程26	議案第23号	令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程27	議案第24号	令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程28	議案第25号	令和2年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程29	議案第26号	令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）について
日程30	議案第27号	令和3年度郡上市一般会計予算について
日程31	議案第28号	令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
日程32	議案第29号	令和3年度郡上市介護保険特別会計予算について
日程33	議案第30号	令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
日程34	議案第31号	令和3年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
日程35	議案第32号	令和3年度郡上市宅地開発特別会計予算について
日程36	議案第33号	令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
日程37	議案第34号	令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
日程38	議案第35号	令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
日程39	議案第36号	令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
日程40	議案第37号	令和3年度郡上市大和財産区特別会計予算について
日程41	議案第38号	令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
日程42	議案第39号	令和3年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
日程43	議案第40号	令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
日程44	議案第41号	令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
日程45	議案第42号	令和3年度郡上市下川財産区特別会計予算について
日程46	議案第43号	令和3年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
日程47	議案第44号	令和3年度郡上市和良財産区特別会計予算について
日程48	議案第45号	令和3年度郡上市水道事業会計予算について
日程49	議案第46号	令和3年度郡上市下水道事業会計予算について
日程50	議案第47号	令和3年度郡上市病院事業会計予算について
日程51	議案第48号	辺地総合整備計画の変更について
日程52	議案第49号	財産の処分について

- 日程53 議案第50号 市道路線の廃止について
- 日程54 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程55 議発第1号 「脱炭素社会郡上」の実現に関する決議について
- 日程56 議発第2号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について
- 日程57 議発第3号 議員派遣について
- 日程58 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程59 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程60 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）
- 日程61 要望第1号 営農用水道料金特例（郡上市水道事業給水条例附則）等の延長に関する要望書について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆

健康福祉部長 和田 美江子
建設部長 小酒井 章 義
教育次長 佃 良 之

商工観光部長 可 児 俊 行
環境水道部長 猪 俣 浩 巳
代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
課長補佐 松 山 由 佳

議会事務局
議会総務課
主 任 岩 田 亨 一

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。

先日の全員協議会におきまして、議員2名の方から発案、そして、手作りで作成していただきました「シトラスリボン」。これは、新型コロナウイルス感染症による差別や偏見、誹謗中傷をなくすプロジェクトに議会が賛同することとなりまして、本日は全議員がシトラスリボンを着けております。

郡上市議会といたしましては、新型コロナウイルスに感染した方や、回復された方が、差別や偏見なく社会に受け入れられるよう、また、感染者や感染者の家族の皆様、そして、医療に従事される方々が、これまた差別を受けることなく、率先してこの運動に取り組み、誰しものが安心して暮らせるまちづくりを進めたいと思っております。

それでは、ただいまから令和3年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお本日、市の広報掲載のため写真撮影を許可しておりますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により会議録署名議員には、8番 原喜与美君、9番 野田勝彦君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（山川直保君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る2月18日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月26日から3月23日までの26日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月26日から3月23日までの26日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通し願います。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎令和３年度施政方針について

○議長（山川直保君） 日程３、令和３年度施政方針についてを議題といたします。

市長、お願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。本日、令和３年第１回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、市政運営の基本方針について申し上げます。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日本においても緊急事態宣言に伴う、店舗等の休業やイベント開催の自粛要請及び学校休業のほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や岐阜県で初の開催予定であった全国健康福祉祭——ねりんピックの延期などを余儀なくされました。

現在、いわゆる第３波の感染拡大がやや抑えられつつはあるものの、誰もが経験したことのない事態により社会全体が疲弊し、不安や閉塞感が漂い、先行きが見通せない状況が今なお続いております。

本市においても感染症拡大防止はもとより、市民の皆様のご生活や地域経済への影響を最小限にとどめるため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種の対策を講じてまいりました。

しかしながら、世界規模で広がった感染症は、特に観光関連産業に大きな影響を及ぼし、入国制限による外国人観光客の激減のほか、国内移動の自粛により、郡上を訪れる観光客は例年に比べて大幅に減少いたしました。

また、郡上おどりや白鳥おどりをはじめとして多くのイベントが軒並み開催中止に追い込まれるなど、関係の皆様におかれましては苦渋の決断であったと推察いたします。

今冬のスキー場関連の産業についても、せっかく雪には恵まれたものの、緊急事態宣言による外出・移動の自粛などにより入込客数が抑制されるなど、苦しい状況が続いております。

市といたしましては、現下の市政運営の喫緊・最重要の課題として、市民の皆様のご命と暮らしを守るべく、これから全国一斉に始まる新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に万全を期すとして

もに、地域経済を支える事業者等の皆様への支援に引き続き取り組むなど、一日でも早く日常生活や通常の事業活動を取り戻すことができるよう、切れ目のない対策を迅速に行ってまいります。

都市部において急速にテレワークが普及しつつある中、移住や二地域居住など地方への関心が高まりつつあります。アフターコロナを見据え、これをチャンスと捉えて、都市部の企業や郡上市に関心がある人々を呼び込むことで、新たな雇用先の確保や市内企業等との連携による新産業の創出などを目指します。

このため、サテライトオフィスの誘致に向けた支援を新たに実施するとともに、魅力ある郡上の資源を生かし、差別化した郡上らしいワーケーションにも積極的に取り組んでまいります。

また、地域の魅力をさらに高めるための様々な取組について、観光地域づくり候補法人、いわゆる候補DMOに登録され、現在、本登録を目指している一般社団法人郡上市観光連盟と連携して積極的なプロモーション活動にも取り組んでまいります。

現在、国が重要政策としているグリーン社会やデジタル社会の実現は、郡上市にとっても地域活性化に資する重要課題であります。郡上市としても、2050年においてCO₂排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、環境保護や環境負荷の軽減はもとより、エネルギーや経済の地域内循環を進めることをここに表明し、そのための施策推進に着手をいたします。これに関する表明文書につきましては、別途お手元に配付をさせていただいているところでございます。

また、喫緊の課題であるデジタル社会の実現に関しては、産業、教育、福祉をはじめ、幅広い分野における利活用を推進するため、庁内に横断的な推進体制を構築いたします。なお、市民サービスに直結する自治体業務のデジタル化が欠かせないことから、AIいわゆる人工知能を活用した業務改善を進めるほか、オンライン申請の導入等についても検討・推進してまいります。

このほか、新たに学校と保護者や地域の皆様が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくための、いわゆるコミュニティスクールとしての体制を整備するとともに、大和地域の4小学校の統合についても遅滞なく準備を進めてまいります。

現在、後期基本計画を策定中の第2次郡上市総合計画や令和2年度から始まった第2期地方創生総合戦略に基づく各種の取組にも引き続き注力するとともに、国内外で取組が進んでいるSDGs、すなわち持続可能な開発目標についても調査研究を進めるとともに、策定中の総合計画にも盛り込んでいきたいと考えております。

なお、これらの具体的な取組については、後ほど分野別の主要施策の中で申し述べます。

こうした考え方や背景を基に、令和3年度の当初予算案を編成いたしました。その結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費である普通建設事業では、ケーブルテレビ伝送路の光化等を行ったケーブルテレビ伝送路等更新事業が完了することなどにより、前年度対比14.2%、6億3,916

万円減の38億5,989万円となりましたが、緊急に実施しなければならない道路、河川等のインフラ整備、不要な電波の規制に対応するための防災行政無線設備整備、畜産主産地の再整備等の事業費を計上しました。

また、義務的経費の人件費は1.4%、6,619万円減の46億8,592万円、扶助費は1.7%、5,303万円減の29億8,381万円、公債費は3.3%、1億2,473万円減の37億315万円となりました。

その他の経費の中で物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種の影響などにより7.8%、3億589万円増の42億612万円、補助費等は1.3%、5,000万円減の37億3,194万円、他会計への繰出金は、工業団地事業特別会計の造成事業完了により10.4%、2億3,780万円減の20億4,394万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち市税では、新型コロナウイルス感染症の影響による個人市民税所得割、法人市民税法人税割の税收減や、固定資産税の評価替えによる減少分を勘案し、市税全体では前年度と比べ5.4%、2億6,594万円の減額となる46億7,368万円を計上いたしました。

地方交付税については、国において地方交付税総額が、前年度対比で5.1%、8,503億円増額され17.4兆円とされており、また、デジタル化を推進する新たな需要額算定項目の創設などによる増加要因もありますが、辺地対策事業債、過疎対策事業債の公債費、すなわち元利償還費算入額の減少、また、国勢調査に伴う人口減などの影響により、普通交付税は前年度対比0.9%、1億円減の106億円を計上いたしました。

また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して前年度と同額の7億8,000万円を当初計上し、その結果、地方交付税全体としては0.9%、1億円減の113億8,000万円となりました。

市債におきましては、通常債で14億2,280万円を計上いたしました。ケーブルテレビ伝送路光化等の事業が完了することで、令和2年度予算と比較しますと4億6,500万円減額となりますが、令和3年度から5年間延長される緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、災害に備えるための防災・減災対策に引き続き活用していくことといたしております。

また、臨時財政対策債は、国の総枠の大幅増加に伴い、49.3%、2億9,400万円増の8億9,000万円を計上し、市債全体では6.9%、1億7,260万円減の23億1,520万円を計上いたしました。

以上の結果、令和3年度当初予算の一般会計の予算規模としては、歳入歳出それぞれ264億7,300万円で、前年度当初予算と比較して2.7%、7億3,100万円の減となっております。

なお、電線類無電柱化整備事業の財源に充てるために公共施設整備基金から2,000万円、また、産業支援センター活動経費、2020スポーツツーリズム推進事業、郡上八幡町屋敷越前屋活用事業等の財源に充てるために、地域振興基金から1億円を繰り入れることとし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために2億3,800万円を繰り入れることにより、予算を編成したことを申し添え

ます。

また、財政調整基金については、新型コロナウイルス感染症対策等により、これまで投入を余儀なくされている一般財源を、令和2年度の補正において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等と財源の入替調整をすることで、今年度の繰入金を可能な限り減額し、基金残高の確保に努めたいと考えております。

このような方針に基づき編成した令和3年度当初予算の規模は、一般会計につきましては、ただいま申し上げましたが、264億7,300万円、2.7%、7億3,100万円の減、特別会計110億6,902万円、6.2%、7億3,690万円の減、企業会計118億2,127万円、4.8%、5億4,406万円の増、合計493億6,329万円、1.8%、9億2,384万円の減となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画の柱立てに沿って、7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明を申し上げます。

最初に、1つ目の柱である産業・雇用についてであります。

まず、農業を取り巻く環境は、農業人口の減少・高齢化の進展、鳥獣や異常気象による農作物・農業施設被害に加え、コロナ禍の影響により厳しい状況にあります。観光立市郡上の根底を担う基盤産業として、中山間地域の特性を生かした多様な取組を進め、持続可能な農業・農村を目指します。

また、がんばれ郡上の農水産物応援事業や農産物等流通ネットワーク構築事業により市内消費・流通を促進するとともに、外国人労働力に代わる新たな労働力確保に取り組めます。

担い手対策については、引き続き生産基盤整備事業と連動した集落単位での人・農地プランの実質化を進め、集落営農組織の設立や農地集積を図るとともに、移住・定住対策を兼ねて新規就農者・農業後継者・女性の農業参画を支援し、地域農業を担う人材及び組織の育成に努めます。

鳥獣被害防止対策については、有害鳥獣捕獲を進めるとともに、恒久柵の設置や狩猟免許の取得等への助成を行い、住民主体の捕獲、防除活動を促進いたします。

森林・林業については、森林環境譲与税及び森林経営管理制度を活用し、森林整備の推進や境界明確化、人材育成、木育、災害防止を目的とした生活保全林整備など多様な取組を加速させ、森林の公益的機能向上と地域住民の安全・安心の確保に努めます。

さらに、郡上森林マネジメント協議会と連携し、木材の生産・流通・消費構造の効率化を目指すとともに、脱炭素社会の実現に向けて、植林や保育の推進、木材利用の拡大を図ります。

また、農業・林業の振興を図るため、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を進めるとともに、林道網の計画的な整備、点検結果を踏まえた林道橋及びトンネルの修繕工事の実施、治山対策事業による山地荒廃防止対策など、安定した森林づくりのための基盤整備事業を推進いたします。

畜産振興については、後継者確保や自給力向上を目的とした畜産公共事業を推進し、持続可能な

畜産経営に必要な生産基盤の強化を図ります。酪農では、性判別技術を取り入れた搾乳牛の確保に努め、和牛については、飛騨牛の生産に不可欠な繁殖牛の更新等への支援と肥育農家の飼養管理技術指導に取り組みます。また、豚熱や鳥インフルエンザなど家畜伝染病の侵入を防ぐため、県・事業体と連携して防疫体制の強化に努めます。

続いて、商工振興については、飲食店をはじめ市内商工業者の多くは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少するなど経営面でのダメージは大きく、また、状況の改善には長期を要すると考えられます。

市では、こうした事業者の皆様の事業継続を支援するため、資金面では、災害復旧資金利子補給制度により借入金の利子補給を令和2年度の借入れから3年間実施をいたします。

また、後継者等による事業承継を応援し、市街地のにぎわいづくりや店舗が存続することでの市民生活の利便性を確保することを目的に、新たな事業承継支援事業を行います。そのほかにも、商工会や産業支援センターへの事業費の一部支援や負担を行い、相談窓口の充実を図り、販路拡大など事業者の様々な相談に対応してまいります。

なお、議案第49号において、財産処分の議決をお願いしておりますが、これまで進めてまいりました白鳥地内の大島工業団地の造成事業が完了したことに伴い、同土地を地元企業に売却することにより製造業の生産基盤の強化と雇用の拡充を図ることといたします。

観光振興については、コロナ禍の下においても、日本一のおどりのまち郡上を推進するよう、企業版ふるさと納税を活用して踊りの技術の継承と多様なメディアに対応した情報発信を行うため、高画質動画による記録作成と活用に取り組みます。また、全国の郡上の踊りファンへの情報発信と新たな踊りファンを獲得するため、SNS等を活用した情報発信を引き続き実施いたします。

観光立市郡上を実現する取組として、地域経済と地域社会の活性化を図りながら官民の協働による観光地域づくりの具現化を図るため、一般社団法人、郡上市観光連盟が登録申請する観光地域づくり法人（DMO）の取組をさらに加速化いたします。

また、マーケティング機能を搭載した郡上市観光連盟のホームページ「TABITABI郡上」を最大限に活用することにより、多様なデータの収集とその分析結果に基づく明確な目標を持った観光地域づくりに取り組みます。

なお、コロナ禍により、インバウンドの環境は、欧米豪、アジア圏を問わず先行きがすぐには見通せない状況にあることから、マイクロツーリズムに対応した国内の身近な旅行客や教育旅行を獲得するため、多様なアウトドア体験や奥深い歴史文化等により、四季を通じて何度も体験したくなる郡上独自の観光商品づくりを行います。

さらに、事業者自身が実施するプロモーションを支援することにより、コロナ収束後の観光産業の早急な回復を図るとともに、インバウンド受入れに遅滞なく対応するため、国際的競争力の高い

スノーリゾート形成促進事業を活用した受入れ環境の整備を継続して推進いたします。

観光施設整備では、郡上市の観光振興の重要な拠点施設となっている温泉施設の重点的な改修・整備を実施し、スキーや踊り等と併せて、長期にわたり市内に滞在できる環境を整えます。

以上、産業・雇用の施策に22億8,487万円、一般会計同額でございますが、を計上いたしました。

次に、2つ目の柱である環境・防災・社会基盤についてであります。

豊かな森と水を育み、やさしい人々が暮らす郡上を次世代に継承するため、身近な環境負荷削減を目的に、令和2年度から新たな取組として環境保全推進事業を実施いたしております。

令和3年度からは、近年、地球規模の問題とされている国連気候変動枠組条約への対策として、温室効果ガスを2050年に実質ゼロにする目標に向け、郡上市においても市民・事業者・行政が一丸となり、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組や調査研究に着手するとともに、森林整備等による吸収源の保全・強化や、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利活用を推進いたします。これらの取組により、郡上の豊かな環境を未来に継承するとともに、国際社会の一員として脱炭素社会の実現を目指してまいります。

廃棄物処理事業については、郡上クリーンセンターほか2施設における施設運営の効率化及びコスト削減に努め、適正で安全な廃棄物処理を実施するとともに、今後の廃棄物処理施設の在り方についての検討を進めます。

水道事業については、安全安心な飲料水を確保、供給するため、施設の適正な維持管理を行うとともに、引き続き国庫補助金を活用した老朽管路の更新・耐震化事業を推進し、効率的・安定的な供給が可能となる運営体制の整備を進めます。

下水道事業については、施設の適切な運用により公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全に努めるとともに、ストックマネジメント事業により、施設の機能確保及びライフサイクルコストの低減・平準化を図ります。また、下水道処理施設の統廃合による事業のスリム化を推進し、効率的な運営体制の確立と経営の健全化を目指します。

なお、下水道事業資本費平準化債を3億8,000万円借入れし、世代間の負担の公平化を図ります。

次に、消防・防災については、県が公表した洪水浸水想定区域図等を基に郡上市域の洪水ハザードマップを作成し、対象地域に配布して増水時の危険箇所の周知、避難経路の日頃からの確認と早期避難の啓発など、市民の防災意識の向上と自主防災組織機能の充実を図り、自助・共助の強化に取り組めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるため指定避難所の定員を見直したことから、これを補完する避難先を確保するため、市内の宿泊事業者の皆様と協定締結に向け協議を引き続き行ってまいります。

地域防災の要である消防団員を確保するため、自治会組織や事業所等に対して「消防団を知って

もらうPR活動」を行います。消防団車両や資器材等は、導入後の経年に応じた整備計画に基づき計画的な更新を行うとともに、水利確保のための消火栓設置や耐震性貯水槽を整備いたします。

常備消防については、消防防災及び救急業務を迅速的確に行うために、消防大学校での研修や救急救命士の養成を行い、職員の資質向上及び現場活動力の強化を図るとともに、消防力の充実強化のために、各種消防資器材を計画的に整備・更新いたします。

また、災害発生時の情報収集や各部局の多岐にわたる現場調査に対し、安全・迅速・確実な活動を行うための小型無人飛行機ドローンを導入するとともに、併せて操縦者の育成を図ります。

このほか、救急需要の高度化や多様化に対応するため、新型コロナウイルス感染症等に対応した高規格救急自動車1台を更新するとともに、119番通報の通報位置を特定するための統合型位置情報システムの更新を行い、機能向上に取り組んでまいります。

防災行政無線については、引き続き国の電波規制への対応と老朽化した機器の更新を行い、法令にのっとった適切な運用と災害時等の情報伝達手段の確保に努めます。

交通安全対策では、令和2年度に新設した後づけのペダル踏み込み間違い時加速抑制装置設置への補助金を当面継続することとし、交通事故のない地域を目指します。

社会基盤整備については、現在施工中の主要地方道金山明宝線「めいほうトンネル」の早期供用開始に加え、事業着手された国道156号郡上大橋架け替えの事業推進、さらには濃飛横断自動車道、八幡一和良間の早期事業化等の懸案事業を推進するよう引き続き関係機関に対して強く働きかけてまいります。

市事業では、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金等による道路・橋梁の整備と、社会基盤インフラの老朽化に対応していくための改良・改修事業に取り組めます。

また、想定外の豪雨等による護岸の損傷や山腹の土砂崩壊を防ぐための河川改良事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進に努めます。加えて、沿道林修景整備事業や河川維持改修事業等により、道路や河川の環境整備にも継続して取り組んでまいります。

住環境整備については、本市の良好な景観を保全するための景観計画の見直しを図るとともに、老朽化した舗装の再整備や主要道路沿いに系統立った案内誘導看板を整備するための調査・設計を行い、景観に配慮した安全で快適なまちづくりを推進いたします。

また、防災対策及び予防的な空き家対策として、木造住宅をはじめとした建築物の耐震化に対する助成や、市街地における歴史的建築物整備のための計画策定のほか、土砂災害特別警戒区域内での住宅建て替え等に対する助成を行うとともに、大和町島奥田洞谷の土砂災害による避難先を確保するため、引き続き避難されている皆様への支援を行うなど、安全安心な住環境の形成に努めます。

なお、空き家対策については、空家対策協議会の所管課をこれまでの「総務部総務課」から「建設部都市住宅課」に移すことにより、総合的かつ体系的な住宅対策の一環として取り組んでいくこ

といたします。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化及び耐震化工事を実施いたします。

次に、公共交通については、コロナ禍による学校休業や外出自粛のほか、観光客の減少などの影響で、その利用者が大きく減少するなど、厳しい状況が今なお続いています。地域に欠かせない公共交通の維持に向けては、地域の声を伺いながら自主運行バスの継続運行や民間事業者路線への支援など、引き続き路線の確保に努めます。

また、施設の老朽化が顕在化している長良川鉄道については、安全な運行を確保するため、施設の修繕や更新に対する支援を県や沿線市町と連携して行うとともに、将来を見据えた鉄道運営の在り方についても検討を進めます。

ケーブルテレビ事業については、この3月で伝送路の光化整備が完了いたします。通信基盤の強化が図られるとともに、快適かつ安定的な情報通信サービスの提供が可能となったことで、企業のテレワーク、ワーケーション、オンライン会議や学校のオンライン授業への活用に寄与するものと期待をいたしております。

以上、環境・防災・社会環境の施策に41億6,921万円、内訳は、一般会計33億1,450万円、特別会計56万円、企業会計8億5,415万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱である健康・福祉についてであります。

結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援に向け、まず、結婚支援については、引き続きマリージュ郡上での相談業務をはじめ、「マリカフェ」や「魅力アップセミナー」などの婚活イベントの開催により出会いの場の創出を図るとともに、郡上市婚活応援団の会員の皆様への個別訪問を実施するなど連携の強化を図ります。このほか、結婚新生活のスタートに当たり、住宅の賃借費用や引っ越し費用などを経済的に支援する「結婚新生活支援事業」を新たに実施いたします。

次に、子ども・子育て支援については、郡上市子育て世代包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図り、支援が必要な児童や保護者の包括的な支援体制を強化いたします。

また、「日本一住みたいまち、子育てしやすいまち」の実現に向けては、地域における子育て支援の拡充と環境の整備に努めてまいります。

このほか、子育てと仕事の両立支援についても、保育園の運営に加え、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業を実施し、女性の就労支援を図るとともに、若い世代への経済的支援の柱として、引き続き「がんばれ子育て応援事業」を実施いたします。

社会福祉については、生活困窮者自立相談支援体制の充実を図り、コロナ禍を受けて収入が減少するなどして生活に困窮されている方に対し、適切な支援を行います。

障がい福祉については、各種の障がい福祉サービスを実施し、障がいのある方の地域生活を支援

するとともに、特に複雑化・複合化した課題に対応できるよう、事業所と連携し、相談支援体制の強化や各種事業所の機能を活用した地域生活拠点の充実を図ります。

また、子ども発達支援センターにおいては関係機関との連携を強化し、支援が必要な児童及びその御家族が安心して通所、子育てができるよう支援を行います。

次に、高齢者福祉については、深刻化する介護人材不足への対応といたしまして、新たに介護職員となった方に対して奨学金返済支援事業を始めます。

また、外出に際して支援が必要な高齢者と福祉有償運送などの事業者の支援を目的として、これまで直営で行っていた外出支援サービスを民間サービス活用による事業内容に転換し、利用時の費用の助成を行います。

さらに、昨年から延期され、本年秋に開催を予定する「第33回全国健康福祉祭（ねんりんピック岐阜2020）郡上市大会」に向けて、全国から参加される方に万全の感染防止対策を行いつつ、おもてなしの心で大会の成功を目指します。

郡上偕楽園については、円滑な移転に向けて、基本構想と基本計画を策定いたします。

次に、健康づくりについては、健康寿命の延伸を目指し、市民の自発的な健康行動を盛り上げるため「健康づくりプロジェクト事業」を引き続き進めます。コロナ禍により延期とした郡上北高校生の「まちづくりフェスティバル」における提案である健康ウォーキングコースの設定等を、新年度に改めて生徒と協働で行い、健康づくり活動が取り組みやすい環境を整備いたします。

健康診査、がん検診等については、未受診者対策に取り組むとともに高血圧及び糖尿病による腎症の重症化予防対策事業を推進し、市民の健康を守るとともに医療費の削減を目指します。

また、「望まない受動喫煙防止の対策」については、「郡上市受動喫煙防止対策ガイドライン」を基に、市内関係組織等と協力、連携を図りながら推進してまいります。

自殺予防については、特にコロナ禍により、これまでになかった生活環境や社会情勢の変化などによる件数の増加が懸念されるため、各世代に対するきめ細かな相談体制を整えるなど、関係機関等との相互連携を強化いたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、郡上市医師会と連携して接種体制を整え、迅速かつ円滑に予防接種を進めるとともに、市民及び各事業者等への感染防止策の徹底を促し、早期収束を目指してまいります。

公立2病院では、安定的な医療サービスを提供するため、積極的な医療従事者の確保対策の推進、計画的な医療機器の整備・更新を行うとともに、民間医療機関との連携強化により、地域医療体制の充実及び新型コロナウイルス感染症患者への対応強化を図ります。国保白鳥病院と診療所群から成る県北西部地域医療センターでは、地域医療連携推進法人の制度を活用し、医師をはじめとする医療スタッフの確保・人材育成を図り、在宅支援、僻地医療を守る体制を整えてまいります。

また、人口減少による医療需要の変化や岐阜県地域医療構想を踏まえ、市内の公立・民間医療機関相互の適正な役割分担、病床機能及び規模の見直しや、市民が安心して暮らすことができるよう急性期医療や僻地医療にも配慮した医療体制づくりについて、引き続き協議、検討を行ってまいります。

なお、国保白鳥病院については、病院の改装工事及び透析移転工事を行い、病院内環境の改善整備を図ります。

次に、国民健康保険は、被保険者の高齢化、減少に加え、医療の高度化により1人当たりの医療費が増加していくという構造的な問題を抱えておりますが、特定健診等による予防活動と健康づくりを一層進めることにより、医療費の削減に努めてまいります。

また、コロナ禍の下での経済状況に鑑み、国保税率を据え置き、基金を取り崩して対応するとともに一層の公費の確保に努めます。

このほか、今年8月から、高齢受給者証を被保険者証と一体化することにより、利用者の利便性の向上を図ります。

以上、「健康・福祉」施策に128億9,125万円、内訳は一般会計35億7,519万円、特別会計89億9,956万円、企業会計3億1,650万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱である「教育・文化・人づくり」についてであります。

本市の教育は、「第3期郡上市教育振興基本計画」に掲げる目指す姿、すなわち「たくましく共に生きる郡上人の育成・生きがいと希望にみちた社会の実現」に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深めながら、引き続き各施策を推進いたします。

まず、学校の適正規模・適正配置については、「郡上市学校規模適正化計画」に基づき推進をしてまいります。大和地域の4つの小学校の統合に向け、保護者や地域の皆様との対話を重ね、意識の醸成と共有が図られたことから、昨年7月には統合準備委員会を設置し、校舎等の基本設計に必要な協議を行い、今年度に入って2月に開催した第4回目の準備委員会において最終的な合意を頂いたところであります。新年度は、令和6年4月開校目標の推進スケジュールに基づき、統合に係る準備事項等について具体的な協議を進めるとともに、基本設計の内容を反映させた実施設計を行います。

就学支援については、無利子の奨学資金の貸付や教育ローンの利子補給を引き続き実施するとともに、奨学資金返還の一部免除制度の周知により利用を促進し、卒業後における市内へのUターンにつなげてまいります。

また、市内2高等学校の存続と教育環境の充実に向けて、通学費に対する支援を継続するとともに、新たに寄宿舍への入寮及び下宿に要する経費を一部支援するために制度を拡充いたします。

学校教育では、命と人権の尊重を基盤として、「ふるさと郡上を誇りに思い、未来を切り拓く、

たくましく共に生きる郡上人の育成」を目指すべく、確かな学力と豊かな心を育む教育を推進いたします。新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学び、ＩＣＴを活用した学習を通して、確かな学力を身につけるとともに、学びに向かう力や人間性等の涵養を目指した教育を推進します。

また、令和２年度で整備が完了する児童生徒等へのタブレット端末については、それを効果的に活用した教育への転換を目指し、教職員のＩＣＴ活用指導力の育成を図るとともに、児童生徒の情報活用能力を高めます。

なお、各校においては、徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き講じてまいります。

地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクールに関しては、学校運営協議会の設置によって、令和３年度からスタートさせるとともに、「郡上学」——ふるさと体験学習やキャリア教育であります、の推進に当たっては、協議会の機能を生かし、地域の教育力を学校運営に生かす実践を進めていきます。

心の教育推進事業では、「命の教育カリキュラム」を活用し、道徳教育の推進を図るとともに、不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応を目指した事業を推進いたします。

社会教育については、家庭や地域の教育力の向上を目指し、家庭と学校が連携した家庭教育学級の開催、青少年育成市民会議等による青少年の健全育成を図ります。

また、地域の生涯学習の拠点である公民館を中心とした各種行事・講座等の開催による生涯学習活動への支援や、郡上学の一環として、「郡上人に学ぶ講座」や郡上かるたの普及を推進するなど、継続して地域資源を生かした魅力発見につなげてまいります。

図書館では、「郡上市子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づき、社会全体での読書活動への取組や、家で読書をするという意味の「家読」の普及・啓発を通して、家庭における家族での読書活動を推進するなど、市民の皆様の学びを支え、暮らしに役立つ図書館づくりを目指します。

文化財関係では、市内の貴重な文化財や特色ある歴史文化を市民の皆様に周知し、文化財等の保持に対する理解と活用の認識を深めていただくとともに、市外への情報発信を強化しつつ、コロナ禍の下においても工夫を重ね、文化施設の利用促進を図ってまいります。

大和町の県指定史跡篠脇城跡、昭和48年指定でございますが、については、継続して発掘調査及び総合的な調査を進め、国名勝に指定されている隣接の東氏館跡庭園、これは昭和62年指定でございますが、と一体的な国史跡名勝指定を目指します。また、国選択無形民俗文化財・県指定無形民俗文化財である「白鳥の拝殿踊り」の価値づけに向けた調査を引き続き行います。

今年、令和３年は、東氏が郡上山田庄を加領されて800年、東常縁が連歌師宗祇に初度の古今伝授をしてから550年の節目の年に当たることから、様々な事業を計画し、中世の郡上の礎を築いた東氏の歴史や文化遺産を検証して広く市民の皆様に紹介し、地域振興につなげていくスタートの

年にしたいと考えます。

スポーツ振興については、「スポーツに参画できる環境の整備」を目指し、心身ともに健康であるために、それぞれのライフステージに応じて市民の皆様が自発的に健康や体力の保持増進が図れるよう、「1市民1スポーツ」を推進いたします。

また、少年スポーツの支援に向けては、活動を支える指導者の育成として郡上市スポーツアドバイザーを活用した指導者研修により、人材確保と指導力の向上を図ります。

また、新年度においては、相撲、剣道、スキーを郡上市の特色ある強化種目として支援をしてまいります。

スポーツツーリズムの推進に向けては、スポーツの交流会、大会、合宿の誘致及び豊かな自然やスポーツ施設を生かし、郡上市を訪れる交流人口の拡大を図るよう、郡上市スポーツコミッションが主体となり各種活動を進めてまいります。

なお、「東京2020オリンピック・パラリンピック」については、コロナ禍の影響で現時点では不確実な要素がありますが、開催可能となれば、その成功に向けて聖火リレー等の事業を適切に実施して盛り上げを図ってまいりたいと思っています。

また、ホストタウンに登録されているコロンビア共和国とマダガスカル共和国の大会出場に向け、市を挙げて応援するとともに、今後も継続した交流に努めてまいります。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に6億7,107万円、一般会計6億4,557万円、特別会計2,550万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱である「自治・まちづくり」について申し上げます。

自分たちの地域をよりよくしたいという思いを実現するため、郡上市市民協働センターを中心に、地域づくり団体などと連携しながら「魅力ある地域づくり推進事業」や「団体提案型協働事業」を推進するなど、協働によるまちづくりを進めます。

また、各地域に設置しているサブセンターにおいて定期の相談日を設け、自治会やまちづくりに関わる団体の皆様が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域の課題の把握や情報収集を積極的に行うなど、機能の強化を図ります。

このほか、「魅力ある地域づくり交流会」や「Good 郡上プロジェクト」に加えて、多くの皆様にまちづくりに関心を持っていただけるよう「まちトーク」を開催するなど、地域づくりを「自分事」として捉え行動する人材や担い手づくりに取り組み、地域課題の解決につなげます。

また、まちづくりの拠点となる「郡上八幡町屋敷越前屋」についても積極的な利活用を図ります。

都市部から移住者を迎え入れて、郡上の人と一緒にあって起業を目指す「郡上カンパニープロジェクト推進事業」では、3年の事業期間を終了する第1期の皆さんが、いよいよ本格的に事業展開することになります。これまで育んできた人や地域とのつながりを大切に、郡上の地で活躍される

ことを期待いたしております。

また、第2、第3期の9つのプロジェクトについても実現に向けたサポートや、定住に係る暮らしや地域との関わり方を含めた人的支援を積極的に行ってまいります。

令和2年度にスタートした「郡上の未来を創る人材育成プロジェクト事業」では、「郡上の未来に向けて行動する人たち」を増やしていくため、講座の開催とともに多様な分野の方々と意見を交わしながら、引き続き人材育成の指針となるビジョンづくりを進めてまいります。

郡上を応援する新たな担い手である関係人口を創出・拡大するため、東京郡上人会、郡上藩江戸蔵屋敷の参加者やふるさと寄附を頂いた方々に向けて、ふるさと郡上の情報を横断的かつ効果的に発信するとともに、仕事と休暇を組み合わせる都市部の企業や人を呼び込むための新たな取組であるワーケーションを推進してまいります。新年度には、モニターツアーの開催や積極的なプロモーションを展開するなど都市部企業の誘致に取り組み、早期の受入れを目指します。

このほか、移住・定住を促進するための取組として、相談窓口における従来からの対面や電話・メール等の相談手段に加え、オンラインでの相談に対応できる体制を確立することで、さらなる移住者の増加を目指します。

男女共同参画の推進については、男女共同参画サポーターと連携し、男女がともに暮らしやすく、個性と能力が十分発揮できる社会の実現に向け、「ともいきフェア」やセミナー等の開催を通じて、意識改革やワーク・ライフ・バランス等の周知・啓発に努めます。

都市交流事業については、コロナ禍の下においても途切れることのない関係性の維持・醸成に向け、友好都市とのウェブ懇談や各都市の魅力、例えば観光、食、文化、人等ではありますが、そうしたことに関連する情報の発信・受信に力を入れ、市民間交流の促進に努めます。

また、国際交流についても、市民と在留外国人とのコミュニケーション向上により地域の支え合いにつながるよう、市内の国際交流団体とともに日本語ボランティア養成講座や英会話教室、その他の言語教室等、語学支援をはじめ、触れ合いの場の創出に取り組んでまいります。

以上、自治・まちづくりの施策に1億9,903万円、一般会計同額でございます、を計上いたしました。

次に、6つ目の柱である「地域振興」についてであります。

人口減少や高齢化が進む中であって、持続可能な地域社会を創るため、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場をつなぎ、地域全体の日常生活の維持と活性化を目指す「小さな拠点とネットワーク」の考え方に基づくまちづくりを進めます。

新年度は、廃校舎や空き家を活用した地域づくり活動を進めている八幡町西和良地区と、「小さな拠点とネットワーク」の仕組みづくりに向けて懇談会開催などの取組を始めている白鳥町牛道地

区をモデル地域として、その取組を支援してまいります。

また、令和2年度、コロナ禍により実施を延期した白鳥インターチェンジ周辺の防災物流拠点等としての適地可能性調査については、改めて新年度において実施をいたします。

なお、過疎対策については、新年度から施行される第5次の過疎新法に基づく地域指定に基づいて、持続的発展を目指した対策を進めてまいります。

最後に、7つ目の柱である行財政運営についてであります。

少子化や高齢化に伴う人口構造の変化を背景に、担い手の不足や社会保障関連経費の増大、税収の伸び悩みなど多くの課題を抱える中、今般のコロナ禍をはじめとした社会経済情勢の変化や行政ニーズを的確に捉えつつ、引き続き「第3次行政改革大綱」に基づく行財政改革を進めます。

とりわけ、令和2年3月に策定した「公共施設適正配置計画」の着実な推進が重要課題であり、現在、公共施設の統合や廃止等の実効性を高めるため、施設分類ごとに具体的なスケジュールや実施手順などを示す行動計画の策定を、令和3年度内を目途に順次進めております。

また、今後も継続していく施設については、良好な状態を長く保つための保全計画の策定に着手しており、令和4年度中の完了を目指しているところであります。

このため、引き続き公共施設アドバイザーを委嘱するなど、専門的な分野における技術的な助言等を得ながら進めてまいります。

次に、第2次郡上市総合計画については、平成28年度から始まった前期の基本計画5年間の計画期間が令和2年度までとなっており、令和3年度から後期基本計画の計画期間が始まりますが、コロナ禍により、市民の皆様からの意見を伺う機会や協議等が十分に実施できなかったことから、策定作業を新年度秋頃まで延伸することといたしております。現在、総合計画審議会等での議論を進めており、引き続き策定作業を進めてまいります。

コロナ禍の下での「新たな日常」の構築には、行政のデジタル化が必須となります。まずは、市民の皆様からのスマートフォンやパソコン等によるお問合わせに対し自動応答するAIチャットボットを県と連携して整備するとともに、システム上の定型的な作業を自動化するRPA、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションでございしますが、そうしたものや手書き文字を高い認識精度でテキスト化するAI-OCRを導入し、効果的に業務時間の削減につなげ、そこで得られた時間やコストを市民サービスの一層の向上につなげていきたいと考えております。

なお、新年度は一部の事務作業において実証実験を行い、効果を検証した上で本格導入を進めることといたします。

マイナンバーカードについては、取得の促進に向けて、平日の勤務時間内に受け取りに来られない方を対象にした、休日と平日の勤務時間外での受取窓口の開設を引き続き実施いたします。

行政手続における押印の見直しに当たっては、現在、市が取り扱う各種手続についての全庁的な

調査を進めており、今後、国や県が主体となる事務の動向と併せて見直しを進めます。

次に、市税は市財政の根幹であり、適正かつ公平な課税とともに、滞納税額の縮減に努めます。

また、歳出面では、可能な限り経費の削減に取り組んでまいります。

次に、正職員の職員給与費については、令和2年人事院勧告による期末手当のマイナス改定に加え、新規採用職員が計画どおり確保できなかったことによる職員数の減や職員の定年退職等に伴う若年層職員との入れ替わりなどの理由により、一般会計では7,652万円の減となりました。

また、特別会計においては、職員数の増、職員の会計間の異動や職員の入れ替わりなどの理由により、全体では136万円の増となり、公営企業会計においては、若い医師の割合が増加したことなどから、全体で3,515万円の減となり、全会計では1億1,031万円の減となりました。

職員の給与については、民間給与や国家公務員給与等との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ、適切に措置するとともに、定員適正化計画（第3次改訂）に基づき、定年退職者の再任用、定年延長等の動向に留意しつつ、引き続き定員の適正な管理を進めてまいります。

一般会計における公債費では、財政中期試算に基づくこれまでの地方債の借入額抑制や繰上償還により、元利償還金は37億315万円で、令和2年度当初予算からは1億2,473万円の減となっております。

令和3年度末の市債残高見込額は、306億4,039万円となり、令和2年度末見込額と比較して12億5,525万円の減少となります。また、ピーク時の平成17年度末の市債残高538億4,108万円と比べて43.1%、232億69万円の減少となる見込みであります。

これらの、行財政運営の分野の施策に、給与費、公債費、施設管理費等を除く政策的経費として2億706万円、一般会計同額でございますが、を計上いたしました。

以上、令和3年度の予算編成に当たり、市政運営の基本的な考え方と重点施策の概要について申し上げます。喫緊の課題であるコロナ禍による影響を最小限に抑えるための対策に万全を期すとともに、市民サービスの向上や地域の課題解決に的確に対応してまいりたいと考えております。

議員の皆様並びに市民の皆様とともに、この難局を乗り越えていくため、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後に、議案の概要につきまして御説明申し上げたいと思います。

今回、提案をいたしました議案は全部で50件であります。その内容は、専決処分の承認が2件、人事案件が2件、条例関係が12件、令和2年度補正予算関係が10件、令和3年度当初予算関係が21件、その他が3件であります。

まず、議案第1号及び議案第2号は、さきに2度にわたって専決処分をいたしました令和2年度郡上市一般会計の補正予算について承認を求めるものであります。新型コロナウイルス感染症対策

及び道路除雪に係る速やかな実施を要する案件として専決をさせていただいたものであります。

議案第3号は、郡上市教育委員会委員の任命同意についてであります。委員1人の任期が令和3年5月13日をもって満了するため、委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。法務大臣から委嘱される人権擁護委員4人の任期が令和3年6月30日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第5号は、郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、感染症防疫等作業手当に係る新型コロナウイルス感染症の定義の規定を改めるため、所要の規定を整備するものであります。

議案第6号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。光化整備事業の完了により、地上波放送に加え衛星放送が視聴可能となったこと等に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第7号は、郡上市空家等対策協議会設置条例の一部改正についてであります。先ほども申し上げましたが、市内の空き家等に関する対策を戦略的に推進するため、郡上市空家等対策協議会の庶務の所管課を総務部総務課から建設部都市住宅課に改めるものであります。

議案第8号は、郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。郡上市污水处理施設整備構想に基づき、白鳥町の二日町地区及び中西地区の農業集落排水処理施設を下水道の白鳥処理区に事業統合するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第9号は、郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部改正であります。健康保険法等の一部改正に伴い、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること等について、所要の規定を整備するものであります。

議案第10号は、郡上市介護保険条例の一部改正であります。第8期介護保険事業計画で設定した令和3年度から5年度までの介護保険料を定めるなど、所要の規定を整備するものであります。

なお、第8期の介護保険料は第7期の介護保険料の額を据え置くことといたします。

議案第11号は、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、同事業における人権擁護、虐待防止、ハラスメント防止等に関し、所要の規定を整備するものであります。

続いて、議案第12号の郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正、議案第13号の郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正及び議案第14号の郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正については、議案第11号と同様、指定居宅サービス等

の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第15号は、郡上市国民健康保険条例の一部改正であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する新型コロナウイルス感染症の定義の規定を改めるものであります。

議案第16号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正であります。地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額等に係る基準の見直しを行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、国民健康保険税減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義の規定を改めるよう、所要の規定を整備するものであります。

次に予算関係であります。議案第17号から議案第26号までは、令和2年度郡上市一般会計をはじめ、全部で10会計における予算の補正をお願いするものであります。

詳細な内容については、追って各部長等から説明申し上げます。

議案第27号から議案第47号までは、令和3年度郡上市一般会計をはじめとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計21会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で概要を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第48号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。郡上市中部、北部、西部及び南部の4辺地における公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号は、財産の処分についてであります。さきに主要施策の説明においても申し上げましたが、白鳥地内にある大島工業団地の土地を売却することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号は、市道路線の廃止についてであります。前議案に関連し、大島工業団地の造成に伴い、市道大平線の改良事業により市道線形が変更となったため、中ノ棚3号線を廃止することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告が1件あります。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、1件御報告を申し上げます。

コロナ禍の深刻な話題が多い中、去る1月15日、朗報が届きました。国の文化審議会は、明宝の「寒水の掛踊」を国の重要無形民俗文化財として指定することについて文部科学大臣に答申をいた

しました。寒水掛踊保存会の皆様をはじめとする関係各位の御尽力によるものであり、大変嬉しいことと存じます。

郡上市では、「長滝の延年」、「郡上踊」に続く３件目の国の重要無形民俗文化財として指定されるものであり、これらの宝が末永く保存伝承されるよう、地域の皆様とともに努めてまいりたいと存じます。

なお、同文化審議会は２月12日、「寒水の掛踊」を含む全国で４件の国の重要無形民俗文化財について、ユネスコの無形文化遺産登録を目指す「風流踊」に追加提案し、これまでの37件を41件として提案するということも決定したと報じられました。これで郡上市は既に候補とされている「郡上踊」とともに２件がユネスコの無形文化遺産登録に提案されることとなり、2022年の登録審査において登録が実現するよう期待をいたしているものでございます。

以上、御挨拶並びに市政運営の基本的方針と予算編成方針、分野別主要施策、議案等の提案説明といたします。

令和３年２月26日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（山川直保君） 日置市長、御苦労さまでございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

（午前１１時０２分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前１１時１５分）

◎発言の訂正

○議長（山川直保君） ここで、市長より一部訂正の発言が求められております。発言を許します。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 先ほど説明をさせていただきました主要施策の高齢者福祉のところのねりんピックについてであります。第33回健康福祉祭ねりんピック岐阜2021と申し上げるべきところを、オリンピックのほうにつられまして、2020と言ってしまったようでございますので、2021でございますので訂正をさせていただきます。すいません。ありがとうございます。

◎議案第１号・議案第２号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程４、議案第１号 専決処分した事件の承認について（令和２年度郡上市一般会計補正予算（専決第４号））及び日程５、議案第２号 専決処分した事件の承認について（令和２年度郡上市一般会計補正予算（専決第５号））の２議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第1号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第4号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月18日、次のとおり専決処分したので報告し承認を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、予算書の1ページを御覧ください。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,280万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331億8,614万2,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りしてあります事業概要一覧表にて御説明をさせていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

事業概要説明一覧表の1ページをお願いいたします。

1ページですが、まず、歳出のほうから説明をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

歳出のほうですが、4款衛生費としまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。990万1,000円の増額補正でございます。

こちらは、医療従事者等へのワクチンの接種経費1,100人分455万4,000円、これは市内5病院の実施予定でございますが、これと、最初に65歳以上を対象に4月から始める予定でございますので、これに対する市民への接種案内経費、それから接種券の発行、接種管理を行うためのシステムの構築等の経費でございます。

それから、次に6款の商工費でございますが、新型コロナウイルス商工緊急対策事業でございます。3,290万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による増額でございますが、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第3弾でありますけれども、これの市の負担金でございます。2,310万円が1つでございます。

岐阜県の営業時間短縮要請に応じました酒類の提供を行う飲食店、令和3年1月16日以降につきましては、全ての飲食店でございますが、これを対象に支給する協力金に対する市の負担金5%分でございます。ここに記載のとおり、1月の12日から15日につきましては4万円、16日から2月の7日につきましては1日当たり6万円を支給する、協力金として支給するものでございます。これの負担金でございます。

さらに、郡上市指定管理施設新型コロナウイルス感染拡大防止協力金としまして980万円、県協

力金の対象外となる指定管理者6施設でございますが、これを対象にした市独自の協力金でございます。合わせまして3,290万円の増額ということで、歳出合計としまして4,280万1,000円の増額でございます。

上段の歳入のほうを見ていただきまして、それに対します財源でございますが、16款としまして国庫補助金、保健衛生補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で990万1,000円の増額でございます。補助率は10分の10です。

それから、21款としまして繰越金でございますが、前年度繰越金で3,290万円の増額、こちらのほうは商工緊急対策事業費の財源となるものでございます。合わせまして、歳入合計として4,280万1,000円の増額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第2号のほうをお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第5号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月29日、次のとおり専決処分したので報告し承認を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、予算書の1ページのほうを御覧いただきたいと思います。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335億4,764万2,000円とする。

予算の詳細につきましては、事業概要一覧のほうで御説明をさせていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

1ページをお願いいたします。

こちらも歳出のほうから先に説明させていただきますけれども、7款土木費でございます。道路除雪経費としまして3億6,150万円の増額でございます。

12月及び1月の降雪、特に1月の降雪が多く、多大な委託料となったこと、及び2月以降の見込みによりまして除雪委託費等が不足することによる増額でございます。委託料としまして3億3,790万円、消耗品のほうですが、こちらのほうは凍結防止剤でございますが500万円、それから負担金としまして、こちらは県市連携に伴う県が行う市道の除雪分の負担金でございますが1,860万円を増額させていただくものでございますし、上段の歳入のほうを見ていただきますと、その財源としまして20款で繰入金としまして財政調整基金繰入金で1億8,283万7,000円、21款繰越金で前年度繰越金1億7,863万円の増額、合わせまして歳入合計で3億6,150万円の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑がある場合は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程6、議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題いたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 本日、住所・氏名等を記載しました議案書をお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市八幡町島谷1299番地、杉本尚之さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、委員4名のうち1名の任期が5月13日をもって満了することにつき、同氏を改めて委員に任命しようとするものでございます。なお、委員の任期は4年でございます。

杉本さんにつきましては、平成25年から2期8年間、教育委員をお務めいただいているところでありまして、教育に関する豊富な御経験と高い見識を生かし、委員活動に積極的に取り組んでいただいておりますので、このたび、再任をさせていただくことについて同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第4号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程7、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 議案第4号をお願いします。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

意見を求めますのは、表に記載のとおりでございますが、八幡町の杉下浩子さん、生年月日は記載のとおりでございます。大和町の臼田啓子さん、高鷲町の野田晴美さん、美並町の松山章さんでございます。

人権擁護委員15名のうち4人の任期が令和3年6月30日をもって満了となるため、新たにこの4人を推薦するものでございます。

今回推薦しようとする4名の方でございますが、杉下さんにつきましては、平成27年から2期6年3か月にわたり委員として御活躍をされていることから、このたび再任し推薦するものでございますし、新任の臼田さんにつきましては、郡上偕楽園職員として長年勤務され、園長としても勤められました。現在も介護福祉士として社会福祉活動に従事されており、高齢者の人権問題に携わってこられた経験と福祉道德に関する知識が深いことから、今回推薦させていただきたいと思えます。

また、新任の野田さんにつきましては、7年市職員として勤務をされ、窓口業務の経験もあります。温厚な人柄で市民からの信頼も厚く、相手の話をよく聞いていただきながら相談者に寄り添った対応がしていただける方であることから、今回、推薦をさせていただきたいと思えます。

さらに、新任の松山さんにつきましては、市職員として部長職まで勤められまして総務、産業経済分野から福祉分野まで幅広く携わられました。退職後は行政相談員や地区自治会長等を歴任され、地域住民の信望も厚く、活発な人権啓発活動に取り組んでいただけるものと思えますので、今回推薦をさせていただきたいと思えます。

なお、この4人の任期につきましては、令和3年7月1日から令和6年の6月30日までの3年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第４号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第５号から議案第16号までについて（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程８、議案第５号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程19、議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの12議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、議案第５号のほうからお願いいたします。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、感染症防疫等作業手当に係る新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

おめくりいただきますと、改め文がございますが、その後の新旧対照表と、それから添付しております資料を併せて御覧いただきたいと思います。

この職員の特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない業務に従事する職員に対し、その特殊性に応じて支給するものでありまして、その種類や支給額などが条例の別表に列記をされております。

昨年の６月議会におきまして、この別表に感染症防疫等作業手当としまして、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職

員に対し当該手当を支給する旨の規定を加えさせていただきました。

本改正では、この感染症防疫等作業手当の支給対象とする業務を規定するための新型コロナウイルス感染症の定義につきまして、改正前では「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定するものをいう。」として、政令の規定を引用しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法に直接規定されたことによりまして、当該政令が本年2月12日をもって廃止をされました。

そういったことから、人事院規則の一部改正にならしまして、この定義を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」として改めるものでございます。

なお、本条例の改正部分につきましては、これまで引用されていた政令が廃止された日の翌日となります本年2月13日に遡って適用します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号をお願いいたします。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、光化整備事業の完了により、地上波放送に加え衛星放送が視聴可能となったこと等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これも、おめくりいただきますと、改め文と新旧対照表がございますが、説明はその後に添付しております資料を中心に説明をさせていただきたいと思いますが、新旧対照表も併せて見ていただけるとありがたいと思います。

まず、資料のほうの主な改正内容を見ていただきたいと思います。

1点目は、今般の光化整備に伴い、基本チャンネル及びライトチャンネルにおきまして、衛星放送が視聴可能となったことに伴いまして、用語の定義を定める第3条の第13号において、基本チャンネル及びライトチャンネルで見られる放送に、放送衛星による放送——いわゆるBS放送です。それと、通信衛星による放送——いわゆるCS放送を加えるとともに、現在の放送は全てデジタル放送であり、あえて用語の定義を定める必要がなくなっていることから、第3条第6号のデジタル放送の定義も削るものでございます。

それから、2点目ですけれども、他チャンネルに関わる規定についてですが、郡上ケーブルテレ

びでは、開局以来、他チャンネル放送サービスを事業者から買受け、自前の設備により加入者に提供しておりましたが、運営経費の節減と業務の効率化を目的としまして、平成23年度からは自前設備でのサービスを取りやめまして、その代わりとして郡上ケーブルテレビの周波数帯域の一部をC C N株式会社に貸与しまして、同社の加入契約約款に基づく他チャンネル契約を希望されるお客様への取次ぎと利用料金の代理徴収を行っているということで、このことが現在は他チャンネル放送サービスの提供の仕方が市の事業とは言えないというふうに判断をいたしました。

そこで、当該他チャンネル放送と関係機器の使用料などを定めております別表第2になりますが、新旧対照表の5ページから6ページに記載がありますけれども、他チャンネルの放送と関係機器の使用料などを定めております、この別表第2を削ることをはじめとしまして、資料のほうに各条が書いてありますけれども、本条例中の他チャンネルに関わる規定であります第3条第7号、10号、11号、14号、15号、そして第12条第3項、第13条第2項、第14条第1項、それから裏面になりますけれども第17条第2項及び第3項、第18条第2項、第21条第1項、第27条第3項、第31条第4項及び別表第1につきまして、所要の整備を行わせていただくものでございます。

なお、本条例の改正の施行は、交付の日からとしております。よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 続きまして、議案第7号をお願いいたします。

郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。郡上市空家等対策協議会の庶務の所管を改めるため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきますと、改め文でございますが、次のページの新旧対照表を御覧ください。

第7条でございますが、ここに協議会の庶務の担当課が規定をされてございます。旧のほうは総務部総務課でございましたが、これを左側の新のほうで建設部都市住宅課に改めるものでございます。

空き家対策につきましては、議会の御提言にありましたように、各部にまたがる対策であるため、それぞれの部課が空き家の予防、発生、放置、危険といったそれぞれの段階に応じた戦略的な施策体系を構築されたいという御提言をいただきまして、関係の4部でも協議いたしました結果、やはり住宅施策としての取組が重要というふうに考えまして、建設部都市住宅課を全体調整の主管課に見直すこととし、個別施策につきましても所管の見直しを今後検討しながら、各施策所管課がより一層連携して戦略的な取組を目指すことといたしました。これに対します改正でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩己君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 議案第8号をお願いいたします。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。郡上市污水处理施設整備構想に基づき、二日町地区農業集落排水処理施設及び中西地区農業集落排水処理施設を下水道の白鳥処理区に事業統合するため、この条例を定めようとする。

2枚おめくりいただきまして、1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表右側の旧の部分をお願いいたします。条例第2条第6項の農業集落排水施設の名称1及び処理区域を別表4で定めるものでありますが、この中の白鳥地区の二日町地区農業集落排水処理施設及び中西処理施設を、令和2年度の下水統合事業におきまして、白鳥処理区に統合いたします。これに伴いまして、この2施設の下線の部分を削除するものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 続きまして、9号から16号でございますが、時間の都合上、9号、10号、2つのみの説明をお願いします。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第9号を説明いたします。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、健康保険法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書をおめくりいただきますと、改め文、新旧対照表がありまして、最後に添付の資料がありますので、説明は資料のほうで行います。

改正理由としましては、一つには、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に伴い、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう規定を改めるものです。

2つ目には、児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の所得判定を行う期間が変更になったことに伴い、準用している福祉医療費助成の所得判定期間の変更を行うものです。

3つ目には、市の「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領に基づく字句の訂正及びその他必要な字句の修正を行うものです。

主な改正点につきましては、（１）の保険医療機関等における電子資格確認の運用開始に伴い、受給資格者が保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときの受給者証の提示に係る規定において、マイナンバーカードにより資格確認を可とするため、枠の中に示しますように改正前の各保険証の提示を、改正後は被保険者、加入者、組合員もしくは被扶養者等であることの確認を受けた上で受給者証を提示するものとする変更されます。

（２）は、母子・父子家庭福祉医療受給者の受給要件に準用しております児童扶養手当所得制限の所得判定期間が、児童扶養手当法の一部改正に伴い改正されたため、下の枠に示しますように母子医療費・父子医療費ともに、その判定期間、１月から９月までを改正後は１月から１０月までに変更するものです。

裏面をお願いします。

（３）は、枠の中に示します字句の修正が数箇所ございます。

以上、この条例は交付日から施行し、この条例による改正後の第７条の規定は、令和３年３月１日から適用いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１０号をお願いします。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月２６日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、第８期介護保険事業計画の策定に伴い、令和３年度から令和５年度までの介護保険料等を定めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書をめくっていただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料がありますので、説明は資料のほうで行います。

改正につきましては、第８期介護保険事業計画において、６５歳以上の第１号被保険者の介護保険料の額を定め、令和３年度における低所得者に対する保険料の特例を附則に規定するものであります。

改正内容につきましては、第８期の第１号被保険者の介護保険料の基準月額を、第７期保険料と同額の４,８００円と定めます。年額では５万７,６００円となります。

特例であります低所得者に対する第１から第３段階の保険料については、表中の表を御覧ください。令和２年度と同額でありまして、第１段階、月額１,４４０円、年額にしますと１万７,２８０円、第２段階、月額が１,９２０円、年額が２万３,０４０円、第３段階、３,３６０円、年額で４万３,２００円としております。

おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

一番上に介護保険料基準額の月額の計算式を示しております。①の第8期の費用総額は第7期計画とほぼ同額の約136億3,000万円を見込んでおります。

主な費用見込みの額については、地域密着型サービス給付費の増加、高鷲地域に新たな介護施設の建設、介護報酬の2期連続引き上げといった要因がございます。下のグラフでは、年次推移で介護給付費の見込みを示しております。

3ページをお願いします。

②の第1号被保険者の費用負担割合は、第7期と同様、23%の負担を見込んでおります。

③の65歳以上の第1号被保険者数は、下の棒グラフに示しますように、第8期中は微減すると予測されております。

4ページをお願いします。

④の第8期中に必要な第1号被保険者の保険料基準額は、計算上は月額5,162円となりますが、介護給付費準備基金が令和2年度末の残高4億5,277万円を見込みまして、3年間で1億9,000万円を取り崩すことで保険料を362円軽減し、基準額を第7期と同様の月額4,800円といたします。

介護給付費準備基金の残高の推移については、棒グラフに示すとおり、平成30年度から第7期には民間施設や介護医療院の整備計画のため、保険料4,700円を100円増額し、4,800円といたしましたが、計画が延期や白紙等となったため、第7期の3年間で基金の積み増しの結果となっております。

今回、保険料の据え置きにより、第8期末の残高は2億6,277万円となる試算であります。

5ページをお願いします。

低所得者の保険料については、令和2年度と同率で第1段階は0.3、第2段階は0.4、第3段階は0.7の係数を乗じて保険料を軽減し、軽減分は国、県、市の公費で負担いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少等により第1号被保険者の介護保険料の減免申請の特例について、新型コロナウイルス感染症の定義の引用元であります新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が特措法の改正により削除されましたことから、新型コロナウイルス感染症の定義は、より広い定義により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で位置づけられました。

介護保険条例において、介護保険料の減免の対象と位置づけている感染症は、現在、国内で感染拡大している新型コロナウイルス感染症に限定されていることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の条文は引用せず、下記の枠の改正後のとおり、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、いわゆる中華人民共和国由来の感染症に限ると本条例に定義するものであります。

以上、第8期計画に基づく第1号被保険者の介護保険料及び低所得者に対する保険料の特例についての条例は、交付日から施行し、この条例による改正後の郡上市介護保険条例は、令和3年4月1日から適用いたします。

経過措置としましては、改正後の郡上市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものでございます。

また、介護保険料の減免における新型コロナウイルス感染症の定義の改正についての条例は、交付日から施行し、令和3年2月13日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。よろしくお願いいたします。

（午前11時57分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（山川直保君） 議案第11号から16号の説明をお願いします。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 失礼します。

説明の前に、午前中の説明の中で2か所訂正がございますのでお願いいたします。

まず、議案第9号ですが、この条例は公布日から施行し、第7条の規定は令和3年3月1日から適用というふうに申しましたところを、この条例は公布日からの施行というふうに訂正いたします。お願いします。

もう一点ですが、議案第10号ですが、公布日から施行し、令和3年4月1日からの適用と申しましたが、この条例は令和3年4月1日からの施行と訂正いたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第11号を説明いたします。

郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであり

ます。

議案書をおめくりいただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料があります。少し量が多いですので、説明のほうが長くなりますのでよろしくお願いいたします。

改正の理由につきましては、厚生労働省令が改正され、地域密着型サービスの運営等の基準が一部見直しされたため、所要の規定を整備するものであります。ここでいいます地域密着型サービスとは、要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、平成18年の4月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系で、市町村が事業者の指定や監督を行い、原則指定した市町村の被保険者のみがサービスを利用できるものであります。

最終ページに資料②があります。御覧ください。

地域密着型サービスの種類と市内の施設を示しております。要介護1から5が利用対象者となります。参考までに、右の欄に市内の施設を示しております。

1ページにお戻りください。

主な改正内容は、1の指定地域密着型サービスの事業の一般原則の追加として、(1)の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための職員研修等の措置を講ずること、(2)の市町村介護保険事業計画策定のための調査分析資料の活用を図ることというふうになっております。

2の夜間対応型訪問介護の基準の一部改正として、市内の該当事業所はございませんが、(1)オペレーター、いわゆる利用者から通報を受け、サービスの手配を行う者、そのオペレーターの配置基準の緩和です。これは、地域の実情に応じて、既存の地域資源、地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、①②の取扱いを可能とします。①のオペレーターと併設施設の職員との兼務を可能とし、②のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員との兼務も可能とするものです。

2ページをお願いします。

(2)の事業委託及び事業業務運営の集約化の基準を追加するもので、①の他の訪問介護事業等の事業の一部を委託することを可能とし、②の複数の事業所間で、随時対応サービスを集約化することを可能とするものです。

(3)のサービス提供範囲の拡大に関する努力義務を追加するもので、同一建物内に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、外部の一般利用者に対してもサービスの提供を行うように務めなければならないとしております。

3の認知症対応型通所介護の基準の一部改正として、(1)の共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準の緩和でありまして、人材の有効活用を図る観点から、事業の管理上支障のない場合は、管理者と当該事業所及び同一敷地内の本体事業所の職務と兼務を可能とするものです。

4の小規模多機能型居宅介護の基準の一部改正としまして、(1)の介護職員の配置基準の緩和

として、人材の有効活用を図る観点から、管理上支障がない場合は、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と当該支援事業所を併設する場合において、介護職員の兼務を可能とするものです。

(2) の過疎地域におけるサービス提供の確保のための定員基準の緩和でありまして、過疎地域において市が必要と認めた場合、一定の期間に限り定員を超過してサービスを提供することを可能とするものです。

5 の認知症対応型共同生活介護の基準の一部改正については、(1) のユニット数の弾力化として、サービスの整備促進及び効率運営の観点から、原則ユニット1または2をユニット1以上3以下とするものです。

(2) の認知症対応型共同生活介護のサテライト型事業所の基準を新たに制定するもので、3ページをお願いします。サテライト型事業所の人員基準等として、代表者・管理者の配置は、本体事業所の代表者・管理者をもって充てることが可能となり、計画作成担当者については、介護支援専門員でない認知症介護実践研修修了者をもって配置可能となります。

(3) の夜勤職員体制の見直しとして、人材有効活用を図る観点から、1ユニットごとに夜勤1名以上の配置でありましたが、3ユニットが同一階の場合、安全対策を講じた上で例外的に2人以上の配置とすることを認めるものです。

(4) の外部評価における運営推進協議会の活用として、業務効率化の観点から、従来の外部評価に代えて運営推進協議会で評価する方法を選択できるとしています。

(5) の計画作成担当者の配置基準の緩和について、人材の有効活用を図る観点から、1ユニットごとに1人以上の配置から、事業ごとに1人以上の配置というふうになっております。

6 の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準の一部改正として、市内には該当事業所はございませんが、(1) の人員配置基準の見直しでありまして、人材の有効活用を図る観点から、①の他の社会福祉施設との連携により栄養士を置かないことを可能とし、また、②のサテライト型住居施設において生活相談員を置かないことを可能とするものであります。

(2) の栄養ケア・マネジメント及び口腔衛生管理の充実において、①の栄養士または管理栄養士の配置を求め、②の各入所者の状態に応じた栄養管理及び口腔衛生管理の計画的実施を義務づけております。

(3) のユニット型施設の定員の見直しでありまして、原則として、おおむね1ユニット10人以下とし、15人を超えないものとしております。

4ページをお願いします。

7 のその他複数のサービスに共通する運営基準の一部改正については、(1) の業務継続計画の策定については、感染症発生時・災害時における業務継続計画の策定を義務づけされます。

(2) の地域と連携した災害への対応の強化として、避難訓練の実施に当たって地域住民の参加

が得られるよう努めることとなっております。

(3) の認知症介護基礎研修の受講の義務づけについて、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させる措置を義務づけるものです。

(4) の感染症対策の強化として、①の施設系サービスに対して、現行の委員会、指針、研修等の規定に加え、感染症の予防及び蔓延防止のための訓練の実施を新たに義務づけ、②の訪問系・通所系サービスに対し、新たに感染症の予防及び蔓延防止のための委員会、指針、研修、訓練についての規定を追加するものです。

(5) のハラスメント対策の強化について、事業者の責務としてハラスメント防止のための措置を講ずることを追加するものです。

5 ページをお願いします。

(6) の記録の保存等に係る見直しについて、業務上の諸記録の保存について、書面に代えて電磁的な対応を認めるものです。

(7) の利用者の説明・同意に係る見直しについては、ケアプランや重要事項、説明書等、利用者との間に取り交わすものについて、書面に代えて電磁的記録による対応を認めるものです。

(8) の運営規程等の掲示に係る見直しについては、運営規程等の重要事項に関する事業所への掲示に代えて、事業所へ閲覧可能な形で備え置くことで可とするものです。

(9) の運営規程に、高齢者虐待防止のための措置に関する事項を追加するものです。

(10) 高齢者虐待防止の推進に係る措置の追加については、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけております。

(11) 各種会議の開催方法として、テレビ電話装置等を用いることができる規定を追加するもので、①の運営推進会議、サービス担当者会議、③の身体拘束等の適正化のための対策を検討する会議、④の事故防止のための対策を検討する会議が挙げられております。

以上、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。
続けまして、議案第12号を説明いたします。

郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部

を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書をおめくりいただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料があります。説明は、資料のほうで行いますのでお願いします。

改正理由につきましては、厚生労働省令が改正され、地域密着型介護予防サービス事業の運営等の基準が一部見直しされたため、所要の規定を整備するものでございます。

地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護が挙げられますが、最後のページにあります資料2を御覧ください。地域密着型サービスのうち、要支援1と2が利用対象者となります。そのうちのグループホームのみが、要支援2が利用対象というふうになります。参考までに、右の欄に市内の施設を示しております。

1ページにお戻りください。

主な改正内容につきましては、大項目が1番から5番までありますが、さきに説明しました議案第11号と改正の内容は同じでありますので、項目のみ読み上げをいたしますのでお願いをいたします。

まず、1、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則の追加については、（1）の職員研修等の措置と（2）の調査分析資料の活用です。

2の介護予防認知症対応型通所介護の基準の一部改正については、（1）の管理者の配置基準の緩和と（2）の地域と連携した災害への対応の強化です。

2ページをお願いします。

3の介護予防小規模多機能型居宅介護の基準の一部改正については、（1）の介護職員の配置基準の緩和と（2）の過疎地域における定員基準の緩和です。

4の介護予防認知症対応型共同生活介護の基準の一部改正については、（1）のユニット数の弾力化と（2）のサテライト型事業所の基準を新たに制定するもの、（3）の夜勤職員体制の見直し、（4）の外部評価における運営推進会議の活用。

3ページをお願いします。（5）の計画作成担当者の配置基準の緩和です。

5のその他複数のサービスに共通する運営基準の一部改正については、（1）の感染症発生時・災害時の業務継続計画策定の義務づけ、（2）の認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、（3）の感染症対策の強化、（4）のハラスメント対策の強化、（5）の記録の保存等に係る見直し、（6）の利用者への説明・同意に係る見直し、（7）の運営規程等の掲示に係る見直し。

4ページに続きまして、（8）の運営規程の項目に高齢者虐待防止を追加、（9）の高齢者虐待防止の推進に係る措置の追加、（10）の各種会議の開設方法の規定の追加を定めるものです。

以上、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。
続きまして、議案第13号を説明いたします。

郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、指定介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書をおめくりいただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料がありますので、説明は資料のほうで行います。

改正の理由につきましては、厚生労働省令が改正され、事業の運営に係る基準が一部見直しされたため、所要の規定を整備するものです。ここでいう介護予防支援とは、要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行うことです。

主な改正内容につきましては、1の基本方針では、新たに追加する項目として、（1）の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための職員研修等の措置を講じること、（2）の市町村介護保険事業計画策定のための調査分析資料の活用を図ることの2点があります。

2の運営に関する基準に関しては、（1）の事業所の運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を追加します。

（2）の勤務体制の確保では、事業者の責務としてハラスメント防止のための措置を講ずることを追加します。

（3）の感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画の策定等を新たに義務づけるものです。

（4）の衛生管理者等について、感染症の予防及び蔓延防止のため、対策検討委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施について新たに義務づけるものです。

2ページをお願いします。

（5）の運営規程、勤務体制等の掲示に係る要件の緩和で、重要事項について掲示によるだけでなく、閲覧可能な形で備え置くことによって掲示に代えることができる規定を追加するものです。

（6）の虐待の発生防止のため、対策検討委員会の設置、指針の整備、研修の実施について新たに義務づけるものです。

（7）の具体的取扱方針として、サービス担当者会議の手法として、テレビ電話装置等の活用を

可とするものです。

（８）の電磁的記録の活用について、事業者の業務負担の軽減を図る観点から、諸記録の保存・交付について電磁的な対応を可とする規定を追加するものです。

ケアプランや重要事項説明書等、利用者との間に取り交わすものについて、書面的な対応に代えて電磁的記録による対応を認めるものです。

以上、この条例は令和３年４月１日から施行するものです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号を説明いたします。

郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和３年２月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書をおめくりいただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料がございます。説明は資料のほうで行います。

改正理由につきましては、厚生労働省令が改正され、事業の運営に係る基準が一部見直しされたため、所要の規定を整備するものです。ここでいう居宅介護支援とは、介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるよう、介護支援専門員が心身の状況や生活の環境、本人・家族の希望等に沿って居宅サービス計画を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等と連絡調整を行うものであります。

主な改正内容は、１の基本方針では、新たに追加する項目として、さきに説明いたしました議案第13号と改正内容は同じであります。（１）の職員研修等の措置と（２）の調査分析資料の活用でございます。

２の運営に関する基準に関して、（１）の内容及び手続の説明及び同意として、指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者や家族への説明事項に加えることとして、作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の貸与の各サービスの割合や、作成したケアプランに位置づけた介護サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を加えます。

（２）の具体的取扱方針についてですが、介護サービス担当会議、いわゆる介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するために、利用者、その家族、各サービスの担当者を招集して行う会議

であります。そのサービス担当者会議の手法として、テレビ電話装置等の活用を可とするものであります。また、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランの事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものでございます。

2 ページをお願いします。

(3) 以下につきましても、さきに説明いたしました議案第13号と改正の内容が同じでありますので、項目のみ読み上げをいたします。

(3) の運営規程に虐待防止の事項を追加、(4) の勤務体制の確保でハラスメント防止の措置を追加、(5) の感染症や非常災害発生時の業務継続計画の策定を義務づけ、(6) の衛生管理等、感染症の予防及び蔓延防止、(7) の運営規程の掲示に係る要件の緩和、(8) の虐待発生防止のための義務づけ、(9) の電磁的記録の活用の追加を規定するものです。

以上、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。よろしくお願いいたします。

それでは、続けまして、議案第15号を説明いたします。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書をめくっていただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料がございます。説明のほうは資料のほうで行います。

概要につきましては、一つには、新型コロナウイルス感染症の定義の引用元であります新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が、特措法の改正により削除されましたことから、新型コロナウイルス感染症の定義は、より広い定義により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で位置づけられました。

国民健康保険条例において、傷病手当金の支給対象としている感染症は、現在、国内で感染拡大している新型コロナウイルス感染症に限定されていることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の条文は引用せず、下記の枠の改正後のとおり、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、いわゆる中華人民共和国由来の感染症に限ると本条例に定義するものであります。

以上、この条例は公布日から施行し、令和3年2月13日から適用するものであります。よろしくお願いいたします。

議案第16号をお願いします。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、地方税法の施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額等に係る規定を改めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案書をおめくりいただきますと、改め文、新旧対照表、最後に添付の資料がございます。説明は資料のほうで行います。

改正趣旨としましては、一つには、平成30年度の税制改正において個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げられたことにより、基礎控除を10万円引き上げて、国民健康保険税が負担増にならないように、また、軽減判定で不利益が生じないように所要の見直しを行うものです。

2つ目には、関係します附則における所得基準の見直しです。

3つ目には、令和2年度税制改正において、租税特別措置法、同施行令、同施行規則等の一部が改正されたことに伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定に引用している条項を追加するものでございます。

4つ目には、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、同法附則第1条の2の規定が削除されたことに伴い、同規定を引用していた新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものです。

概要としましては、一つには、第23条国民健康保険税の軽減の軽減判定所得基準額の改正でありまして、下の表にありますように、軽減判定所得の算定において、基礎控除相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯が、軽減措置に該当をしにくくなることを防ぐため、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を掛けた金額を加える修正であります。

裏面をお願いします。

2つ目には、附則の第4項の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、軽減判定所得基準の見直しに併せて規定を整備するものであります。これまでも65歳以上の方は、公的年金等控除額の適用後の所得額から、さらに15万円を控除した金額に対して軽減判定されております。このたび改正で公的年金等控除額が120万円から110万円に改正されることから、軽減判定所得基準を見直し、110万円に15万円を増加させた125万円を控除した後の金額として判定されるよ

う改めるものであります。

3つ目には、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除についての改正であります。低未利用土地とは、都市計画区域内にある空き地及び空き家、空き店舗等の土地並びに当該空き家、空き店舗をいいます。令和2年度税制改正において租税特別措置法の一部が改正され、個人が低未利用土地について一定の要件を満たす譲渡をした場合に、当該個人の長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置が創設されました。このように地方税法が一部改正され、低未利用土地等を譲渡した場合、特別控除が適用されることに伴い、市の国民健康保険税においても同様の規定を追加するものであります。

内容につきましては、主な要件として、枠の中に1から4まで示すとおりであります。

この改正の背景は、現在、空き地や未利用土地は地方を中心に増加傾向であり、これらの活用促進を促すことや、これらは将来的に所有者不明土地となる可能性があるため、創設された制度であります。

期間は令和2年7月1日から令和4年12月31日までの特例であります。

4つ目は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義の改正で、引用元でありました特措法の改正により定義が削除され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で広く位置づけされましたことによりまして、下記の枠の改正後のとおり、中華人民共和国由来の感染症に限ると本条例に定義するものであります。

以上、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。また、減免申請の特例に関する新型コロナウイルス感染症の定義の改正については、公布日から施行し、令和3年2月13日から適用するものであります。

なお、この条例による改正後の郡上市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第17号から議案第26号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程20、議案第17号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第9号）についてから日程29、議案第26号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）についてまでの10議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第17号から議案第26号まで10会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきます。

議案第17号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第9号）について、議案第18号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号 令和2年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第20号 令和2年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号 令和2年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号 令和2年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第23号 令和2年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第24号 令和2年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第25号 令和2年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第26号 令和2年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

事業概要説明一覧表の次の予算書のほうを御覧いただきたいと思います。

最初に、一般会計の補正予算書（第9号）の1ページ目をお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,640万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億8,405万円とする。

2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正による。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許補正の追加でございます。全部で29事業ございますが、6ページの中では、コロナの影響によりまして物品等の納品が遅れたり、事業を実施できなかったものが、戸籍住民基本台帳事務経費、それから乳幼児健診、中ほどの新型コロナウイルス商工緊急対策事業、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者応援事業でございます。

また、地元や他事業との調整に不測の日数を要したものが、農地費の道整備交付金事業ですとか、森林整備推進林業整備事業、道路橋梁費の辺地対策道路整備事業、以下、道路メンテナンス事業まででございます。

このほか、農地費の市単独土地改良事業は、土木協議によりまして新たな契約が必要になったものでございますし、林業費の生活保全林整備事業は、工期等の折り合いがつかずに入札不調となったもの、それから、県単林道整備事業では、施工箇所手前での災害発生によりまして工事の完了が

遅れたものでございます。

7 ページのほうをお願いします。

こちらのほうは、他の地域でも大きな災害が起きたことによる資材の調達または地元調整に不測の日数を要した事業として、一番上の河川自然災害防止事業ですとか、下段の災害復旧費の現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）、現年補助災害復旧事業（林業用施設）、それから、現年補助災害復旧事業（公共土木施設）があります。

さらに、コロナの影響によりまして物品の納品が遅れたものが、消防費の消防活動経費や教育費の学校健康管理事業ですし、コロナ関連補助事業で、早期実施のため3月補正で計上しますが、事業完了までに日数を要するものが、消防費の災害対策事業費ですとか、その下の教育費の学校健康管理事業、小学校・中学校の管理事務経費、幼稚園の施設整備事業でございます。

また、雪の影響による完了の遅れるものが、小学校・中学校の校舎等整備事業でございます。

このほか、小学校統合整備事業では、学校敷地に拡張の検討や校舎及び体育館等の配置の確定に日数を要したというものがございます。

以上、合計で7億8,038万2,000円の追加となりますので、よろしくお願いいたします。

では、次の8ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

追加でございますが、がんばれ子育て応援事業（令和2年度分）で、新たに対象となる分でございますが、期間は令和2年度から令和7年度までとし、限度額を3,350万円とするものでございます。67人分でございます。

9ページをお願いいたします。

第4表地方債補正です。

追加としましては、1つ目に防災・減災・国土強靱化緊急対策事業でございます。防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく補助事業に係る地方負担額に対するもので、充当率は100%、交付税算入率は50%でございます。これは1,270万円の追加です。白鳥の大島恩地線舗装修繕でございます。

それから、2つ目に減収補填債としまして、こちらのほうは令和2年10月1日付で提出していただきました、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書における3つ目の項目であります、減収補填債の対象となる名目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応することについて、国が考慮したものと思われそうですが、追加税目としまして、地方消費税交付金ですとか、市町村のたばこ税、それからゴルフ場の利用税交付金、地方揮発油譲与税などが加えられ、これに伴って減収補填債を追加させていただくものでございます。

普通交付税算定上の収入見込みに対しまして、実際の収入額が下回った場合に発行できるもので

ございますが、発行可能額については、県のほうからの通知によるものでございます。充当率は100%、交付税算入率は75%から100%でございます。

この2つ合わせまして、7,460万円の追加でございます。合計で8,730万円ということですが、起債の方法につきましては、普通貸借または証書借入、利率は3%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

こちらは変更でございます。変更としましては、一番上が公共事業等ということで、補正後の欄を見ていただきますと、限度額が450万円減額となりまして1億440万円。これは事業の確定によるものでございます。

それから、1つ飛んで地域活性化事業のところを見ていただきますと、ここはゼロからということで、皆増でございますが、1億2,040万円の増額でございます。こちらのほうは、ケーブルテレビ伝送路等の更新事業における、辺地債の同意額の減に伴う起債の振替による増でございます。

また、下の1つ上、下の辺地債につきましては、同様の理由でございまして、こちらのほうはそれによる減と、事業費の確定によるものでございます。辺地債のほうは1億4,680万円減額となりまして、6億8,260万円というふうになります。

それからその地域活性化の下ですが、緊急自然災害防止対策事業でございます。こちらのほうは260万円の減額で1億2,650万円ということで、こちら事業費の確定によるものでございます。

それから、単独災害復旧事業は520万円マイナスになりまして、2,700万円ということで、こちら同意額の確定によるものでございます。

補助災害復旧事業は550万円の減額でございます。5,940万円となります。

そして、過疎対策事業のほうも3,750万円減額になりまして、2億6,790万円というふうになって、そちらも事業費の確定によるものでございます。

臨時財政対策債のほうは2,540万円減額で5億7,060万円。こちらは発行額の確定によるものでございます。

合計としまして、1億710万円減額になりまして、24億9,000万円となるものでございます。

それから、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,495万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,408万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億

5,258万3,000円とする。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

令和2年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,860万3,000円とする。

続きまして、介護サービス事業特別会計の補正予算書をお願いします。

1 ページをお願いします。

令和2年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,250万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,220万3,000円とする。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書をお願いします。

1 ページをお願いします。

令和2年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,015万6,000円とする。

続きまして、小水力発電事業特別会計の補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

令和2年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,881万円とする。

続きまして、白鳥財産区特別会計の補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

令和2年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ571万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329万1,000円とする。

続きまして、石徹白財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,096万2,000円とする。

続きまして、下水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

第1条、令和2年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというので、収入のほうですが、資本的収入を合計で2,070万円増額しまして、資本的支出のほうを2,180万円増額するものでございます。

それから、3条ですが、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

建設改良事業でございますが、補正後、右側見ていただきますと、補正後で限度額を980万円増額しまして、7,920万円とするものでございます。処理場の主ポンプの改築更新工事の増に伴うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

続きまして、郡上市病院事業会計補正予算書をお願いします。

1 ページをお願いいたします。

第1条、令和2年度郡上市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

2 ページをお願いします。

第3条です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入のほうですが、郡上市市民病院事業収益及び白鳥病院の事業収益合わせまして、計のところですが、600万円減額し、その下、支出において、郡上市市民病院と国保白鳥病院の事業費を合計しまして、一番下ですが、限度額600万円を減額するものでございます。

3 ページをお願いします。

第4条でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入のほうは、郡上市市民病院事業資本的収入、それから国保白鳥病院の事業資本的収入合わせまして、合計で3,733万2,000円増額し、支出のほうは、郡上市市民病院、それから国保白鳥病院事業の資本的支出を合わせまして、一番下の計ですが、2,696万7,000円増額するものでございます。

以上でございますが、その他につきましては、お配りをしてございます事業概要一覧表等で御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ただいま説明のありました議案第17号から議案第26号までの10議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第17号から議案第26号までの10議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第26号までの10議案につきましては、3月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第27号から議案第47号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程30、議案第27号 令和3年度郡上市一般会計予算についてから、日程50、議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。
説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第27号から議案第47号までの21会計の当初予算案の議案につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第27号 令和3年度郡上市一般会計予算について、議案第28号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第29号 令和3年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第30号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第31号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第32号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第33号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第34号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第35号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第37号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第38号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第39号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第40号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第41号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第42号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第43号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第44号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第45号 令和3年度郡上市水道事業会計予算について、議案第46号 令和3年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、令和3年度郡上市当初予算総括表というものがあると思います。これに基づきまして、予算案をお示しさせていただきたいと思います。

この表の会計名、それから令和3年度の予算額、そして対前年度の増減額、その次に増減率という順番で読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、一般会計でございますが、令和3年度の予算額が264億7,300万円、増減額が7億3,100万円の減、増減率も2.7%の減でございます。

次に、国民健康保険特別会計46億1,149万8,000円、9,419万円、2.1%の増でございます。

国民健康保険特別会計直営診療施設勘定3億4,637万4,000円、3,084万6,000円、8.2%の減でございます。

介護保険特別会計44億9,988万円、8,499万9,000円、1.9%の増でございます。

介護サービス事業特別会計7億2,858万4,000円、1,868万円、2.5%の減でございます。

駐車場事業特別会計669万円、23万2,000円、3.4%の減でございます。

宅地開発特別会計1,253万3,000円、498万6,000円、66.1%の増でございます。

青少年育英奨学資金貸付特別会計2,610万9,000円、435万2,000円の減、14.3%の減でございます。

鉄道経営対策事業基金特別会計56万1,000円、13万9,000円、19.9%の減でございます。

後期高齢者医療特別会計6億4,154万3,000円、709万7,000円、1.1%の減でございます。

小水力発電事業特別会計5,257万3,000円、195万2,000円、3.6%の減でございます。

工業団地事業特別会計につきましては、事業の完成によりまして予算額はございません。8億6,000万円皆減でございます。

大和財産区特別会計1,900万円、300万円、13.6%の減でございます。

白鳥財産区特別会計812万2,000円、88万円、9.8%の減でございます。

牛道財産区特別会計1,572万1,000円、151万4,000円、8.8%の減でございます。

石徹白財産区特別会計3,368万8,000円、472万円、16.3%の増でございます。

高鷲財産区特別会計3,142万円、143万2,000円、4.4%の減でございます。

下川財産区特別会計392万2,000円、59万2,000円、17.8%の増でございます。

明宝財産区特別会計1,950万円、100万円、それから5.4%の増でございます。

和良財産区特別会計1,130万2,000円、274万円、32.0%の増でございます。

特別会計の合計で110億6,902万円、7億3,689万7,000円、6.2%の減でございます。それから、一般会計と特別会計の合計でございますが、欄外に記載してございますが、375億4,202万円、14億6,789万7,000円、3.8%の減でございます。

企業会計のほうですが、水道事業会計の収益的収支のほうでは、12億3,944万4,000円でございますし、702万2,000円で、0.6%の増でございます。資本的収支のほうでは13億440万3,000円、4億2,728万8,000円、48.7%の増でございます。

下水道事業会計の収益的収支では24億8,854万6,000円、1億2,984万3,000円、5.0%の減でございます。資本的収支のほうでは15億5,461万5,000円、1億3,017万1,000円、9.1%の増でございます。

病院事業会計の収益的収支では、44億7,628万1,000円、1億1,797万6,000円、2.6%の減でございます。資本的収支のほうでは、7億5,798万2,000円、2億2,739万7,000円、42.9%の増でございます。

企業会計の合計で118億2,127万1,000円、5億4,405万9,000円、4.8%の増でございます。

全部の合計、総合計としましては、493億6,329万1,000円ということで、9億2,383万8,000円、1.8%の減となります。

以上、全会計につきまして予算案の総額をお示しさせていただきました。お配りしてございます予算関係につきましての参考資料の中に、さまざまな項目の資料も添付してございますので、また御覧いただきたいと思います。

また、事業概要説明一覧表につきましても、事業ごとに概要を記載しておりますので、特別会計を含めまして詳細な説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ただいま説明のありました21議案のうち、議案第27号につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思います。

なお、議案第27号の質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

議案第28号から議案第47号までの質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第27号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第48号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程51、議案第48号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、議案第48号をお願いいたします。

辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市には、郡上中部辺地、郡上北部辺地、郡上西部辺地、郡上南部辺地、郡上東部辺地、郡上東部田平辺地、全部で6つの辺地がございます。

御承知のとおり、この辺地総合整備計画を策定することにより起こすことができます辺地対策事業債につきましては、充当率が100%、交付税措置が80%という非常に有利な起債になっております。

現行の計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっております、昨年の3月議会において議決を得て定めたものでありますが、各種施設ごと、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たな施設を加えるような場合には、議会の議決を得た上で、総務大臣に変更申請を行わなければならないということになっております。

今回は、その6辺地のうち4つの辺地におきまして、計画変更の議決が必要となっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議案書をおめくりいただきまして、まず、3ページを御覧いただきたいと思います。最初に、郡上中部辺地における変更の計画書でございます。このうち(2)の道路整備におきまして、今回市道改良事業の増加などにより、辺地債の予定額を超えることになったものでございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。

郡上北部辺地でございますが、このうち主なものとしましては、2(1)の道路整備におきまして、橋梁補修事業や舗装修繕事業の増加など、また(2)の林道整備におきましては、改良事業の増加などによりまして、辺地債の予定額を超えることになったものです。

次に、11ページを御覧いただきたいと思います。

郡上西部辺地でございます。このうち主なものとして、2(1)の道路整備におきまして、市道改良に係る事業量の増加により、辺地債の予定額を超えることになったものです。

最後に15ページを御覧いただきたいと思います。

郡上南部辺地でございますが、ここで主なものとしまして、2(1)の道路整備におきまして、市道改良事業の増加や橋梁補修等事業費の見直しなど、また(2)の林道整備におきましては、改良事業などの増加によりまして、辺地債の予定額を超えることとなったものでございます。

施設ごとの事業費との増減につきましては、議案の後に添付しております参考資料にて説明をさせていただきたいと思いますので、参考資料を開いていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、郡上中部辺地に係る整備計画の新旧対照表になります。左側の欄が変更前、右側の欄が変更後でございます、各行には道路等の施設名があり、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額、備考欄には、辺地債の増減が記載されております。

それでは、辺地債の予定額に変更のあった施設について、変更後の事業費と辺地債の増減について申し上げます。

道路につきましては、市道改良や橋梁補修事業の増加によりまして、変更後の事業費を20億7,350万円とし、辺地債の予定額を8,730万円増額します。

農道につきましては、事業量の増加により、事業費を1億8,337万5,000円と増額しますが、財源更正によりまして辺地債の予定額を1,150万円減額します。

次に、消防施設につきましては、事業量の減少により、事業費を1億1,335万4,000円とし、辺地債の予定額を160万円減額します。

用水路につきましては、事業量の見直し等によりまして、事業費を8,055万円とし増額しますが、財源更正により辺地債の予定額を2,150万円減額します。

また、ため池につきましては、事業量の見直しにより、事業費を1,455万円とし、辺地債の予定額を300万円減額します。

予定の合計事業費は27億2,663万2,000円と増額となり、辺地債の予定額も4,970万円の増額となります。

次の2ページには、ただいま説明申し上げました、それぞれの施設ごとの事業明細が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

3ページを御覧いただきたいと思います。

郡上北部辺地でございます。道路につきましては、橋梁補修や舗装補修、市道改良事業の増加等によりまして、変更後の事業量を13億3,926万5,000円とし、辺地債の予定額を2,690万円増額します。

林道につきましては、改良事業の増加等によりまして、事業量を5億6,270万円とし、辺地債の予定額を4,060万円増額します。

農道につきましては、事業量の増加により事業費を2億5,497万円とし、辺地債の予定額を100万円増額します。

下のほうに行きまして、消防施設につきましては、事業量の見直しにより2,930万円とし、辺地債の予定額を100万円増額します。

次に、除雪機械につきましても事業量を見直したことにより、2,557万5,000円とし、辺地債の予定額を250万円減額しています。

用水路につきましては、事業量の見直しにより事業費を6,743万8,000円とし、辺地債の予定額を620万円増額します。

予定合計の事業費は24億2,323万4,000円と増額となり、辺地債の予定額も7,320万円の増額となります。

次の4ページ、5ページには、ただいま説明申し上げました、それぞれの施設の事業明細が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。

郡上西部辺地でございます。道路につきましては、市道改良事業に係る事業量の増加により、変更後の事業費を2億4,320万円とし、辺地債の予定額を500万円増額します。

林道につきましては、改良事業に係る事業費の見直しや確定により事業費を1億2,223万6,000円とし、辺地債の予定額を90万円増額します。

農道につきましては、事業費の増減はありませんが、財源更正により、辺地債の予定額を520万円減額します。

下のほうに行きまして、消防施設につきましては、事業の見直しであるとか、事業量の増加によりまして2,219万6,000円とし、辺地債の予定額も50万円増額します。

用水路につきましては、事業費の増減はございませんが、財源更正により、辺地債の予定額を680万円減額します。

よって、合計の事業費は4億5,445万6,000円と増額となりましたが、辺地債の予定額も560万円の減額となります。

次の7ページには、ただいま説明申し上げました、それぞれの施設ごとの事業明細が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、8ページになりますが、郡上南部辺地であります。道路につきましては、市道改良の事業の増加であるとか、橋梁補修等の事業費の見直しによりまして、変更後の事業費を7億8,950万円とし、辺地債の予定額を1,510万円増額します。

林道につきましては、改良事業の増加により事業費を1億5,605万4,000円とし、辺地債の予定額を1,150万円増額します。

一番下の消防施設につきましては、事業費の見直しにより3,716万5,000円とし、辺地債の予定額も130万円増額します。

よって、合計の事業費は10億4,275万1,000円と増額となりまして、辺地債の予定額も2,790万円の増額となります。

次の9ページには、ただいま説明を申し上げました、それぞれの施設ごとの事業明細が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、10ページ、11ページには、辺地対策事業に係る箇所図を添付しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

以上でございます。本議案について議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第48号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第49号について(提案説明)

○議長(山川直保君) 日程52、議案第49号 財産の処分についてを議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) それでは、議案第49号をよろしく願いいたします。

財産の処分について。

次のとおり財産を処分することについて、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1、処分する土地の所在地、地目及び面積。

所在地、郡上市白鳥町大島字中ノ棚1689番352、地目、雑種地、面積1,032.15平方メートル。郡上市白鳥町大島字中ノ棚1689番353、雑種地、6万3,207.50平方メートル。郡上市白鳥町大島字中ノ棚1689番354、雑種地、4,761.63平方メートル。合計6万9,001.28平方メートル。

2. 売払い方法、随意契約。

3. 売払い価格、6億500万円。

4. 処分の相手方、住所、美濃市楓台72番地2。会社名、アサヒフォージ株式会社、代表者、代表取締役社長、朝日浩司。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

横向きになっております資料を、土地の所在地が記載してあるほうを上にして御覧いただきたいと思います。こちらの売払いをするこの図面は、売払いをする土地の地積測量図になります。

まず、図面の位置関係でございますが、この図面の上、これは東側になりますが、その左右に東海北陸自動車道が走っております。図面の下側について、こちら西側になりますが、国道156号線が同じように左右に走っておると、その国道から市道が、図面の下から上に向かって、ちょうどコの字を描くような形で、右側の赤のラインと上部の赤のラインに沿うように整備がされております。

この赤色で示しています、当該土地の右側でございますが、今、おりました市道を挟みまして、白鳥恵那愛知電機、旧名アイチエレクトでありますけど、と吉村プレスが位置をしております、中央下には東海鋼管が、この当該土地に隣接している、そのような位置関係でございます。

この大島工業団地の整備に関しましては、これまでアサヒフォージ株式会社との工場立地協定の締結、地権者との土地売買契約、そして、開発許可申請等を経まして、平成30年度末から本格的に工事着手をいたしまして、昨年11月にその造成工事が完成をしたことから、このたびアサヒフォージ株式会社に当該土地を売り払うものでございます。

売払いをする土地につきましては、図面中央の1689の353の平場の部分と、図面の上下にあります1689の354と352ののり面の部分でありまして、平場の部分の単価が1平米当たり9,090円、のり面の単価は1平米当たり5,320円で計算をいたしまして、その合計額の10万円単位は、前例に倣いまして切り捨てるというものでありまして、売払い価格は6億500万円でございます。

また、この売買に関しましては、去る2月16日付で郡上市とアサヒフォージ株式会社の間において、土地売買の仮契約を締結させていただいたところでございますので、申し添えさせていただきます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 以上で、説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第50号について（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程53、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 小酒井章義君。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、議案第50号をお願いをいたします。

市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

本案件での廃止路線につきましては、路線番号が3-0394、路線名中ノ棚三号線、区間につきましては、起点が郡上市白鳥町大島字中ノ棚、終点が郡上市白鳥町中津屋字西ケ洞になります。

おめくりをいただきまして、参考資料をつけてございます。

もう一枚おめくりをいただきたいと思います。図面のあるページになります。今回の市道路線の廃止につきましては、理由といたしまして、大島工業団地整備事業の竣工に伴う、道路区域の変更により、市道大平線の路線の一部が、市道中ノ棚3号線と重複となるため、これを廃止するものがあります。

位置、場所につきましては、白鳥町の、先ほどお話がありました、大島工業団地の整備事業区域の中でございます。

右側に前後で図面をつけてございますが、現在、今回廃止を予定しております中ノ棚3号線は、上段図面の赤い点線の部分になります。これまでの大平線につきましては、青い線のルートとなっておりますが、事業着手の平成30年にこの大平線については、区域が外側周りのバイパスになるルートと同じく区域の手続きを行っておりますので、今回、事業の完成に伴い、新しいルートに供用を開始するに当たり、これまでの大平線に重複しております市道中ノ棚3号線、こちらの市道を廃止をするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第1号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程54、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 報告第1号をお願いいたします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、今回2件ございますが、まず、専決第5号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和2年12月28日でございます。

損害賠償による和解の内容としまして、令和2年9月23日午後3時30分ごろ、郡上市八幡町島谷地内において、自主運行バス、郡上八幡コミュニティバスの運行を委託している有限会社八幡観光バスの社員が、下愛宕町バス停で乗客を乗せ、次のバス停へ向けて走行していたところ、道路の幅員が狭い場所で対向車の幼稚園バスとすれ違うため、左に寄った際、その際に相手方の自宅の軒先に接触した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、45万7,138円でございます。

委託業者に対しましては、徹底した再発防止に努めるよう指導を行いました。

1枚おめくりいただきまして、専決第6号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年1月25日でございます。

損害賠償による和解の内容。令和2年12月3日午前7時45分ごろ、郡上市和良町沢地内の和良スクールバス駐車場内において、和良地域スクールバスの運行を委託している郡上交通株式会社の社員が、出発前の車内清掃及び消毒作業のため車両を駐車したところ、サイドブレーキを引き忘れたことにより、車両が自然発車し、相手方の車両に衝突したものです。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、16万83円。

事故後、早速、作業手順マニュアル等の改定と事故の再発防止の徹底についての指導を行いました。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（山川直保君） 以上、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 差し支えがなければ教えていただきたいんですが、この事故をされた社員の

方の年齢を教えてくださいと思いますが。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃君。

○教育次長（佃 良之君） 2つ目の案件につきましては、運転手の方の年齢は、この時点で71歳と
いうことでございます。

○議長（山川直保君） 市長公室長。

○市長公室長（日置美晴君） （ ）。

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） ありがとうございます。

心配しておったとおりですが、特に2件目の話なんですけど、ほかの事業者さんからも話は聞いて
おるんですけど、スクールバスの仕事なんですけど、朝一番の朝早い仕事と、子どもたちが帰る時間
ですから夕方仕事ということで、会社のほうで普通の社員という形で扱う場合、拘束時間等との
関係で、どうしても普通に、一般社員という形で仕事をさせるときに不可能だと。そうなってく
ると、朝だけ来ていただいて、1回昼に帰っていただいて、また夕方に来ていただいて仕事をして
いただくということになってくると、普通の若い方という言い方はいかんのかもしれんですけど、一
番働き盛りの年代の方には仕事をしてもらえない、なかなかその仕事のシフトを組むにあたっても、
都合のいい形でそんなふうなシフトは組めないもんですから、そうなってくると、やはりそうや
って変則的に働いていただけるということは若干給料もお安くなるということですし、なかなか融通
のきく人というのと、どうしても60歳、定年されたような方をお願いをするということを聞いており
ます。

こういったバス会社さんの話を聞いて統計を取ると、どうしても年齢が高くなるほど事故が多い。
今まででも、多分、郡上市の中でもスクールバスの事故があつて、高年齢の方が運転をされてお
つて事故をされた件も聞いておりますが、そういった形で、そのようなことを本当に懸念されてい
るところであつて、今回も71歳ということでありました。

根本的な話でいくと、多分、委託料という形でお金を払っておりますが、なかなかそのときの時
間帯の仕事ということで委託料を決められていると思うんですけど、そうすると、事業者さんのほう
では委託料に見合った社員を探さなければならないということで、さっきから言うように、このよ
うな高齢者を雇うという形、運転士をお願いするという形になっておると思うんです。これって、
いつまでたっても仕方がないような話であつて、多分、これからは、人手不足のことも含めて、ど
うしても高齢化していくというのが現状らしいです。その辺の対応をどうするかという話にな
ってくるんですけど、そうすると委託料をもうちょっと高く払うのかとか、そういった事業者を育て
ていくのかという話になると思うんですけど、ちょっとそのような声を聴いておりますので、この際、
ここで御指摘させてもらいましたが、もし何かこれからの御見解があればちょっとお聞かせくださ

い。

○議長（山川直保君） 佃次長。

○教育次長（佃 良之君） 三島議員さんの御指摘の件ですが、今まで、スクールバスに限っての話ですけれども、毎回、公正を期すために入札でやってきました。指名競争入札。やっぱり競争をどうしてもされますもんですから、業務を取られたいということで、どうしても価格を下げる競争になってしまって、それがひいては運転手さんの賃金等に跳ね返ってしまっておるというようなお声も聞いておりました。

そういうこともありますので、今回、次年度からに向けてですが、スクールバスのほうも公共交通と同じようにプロポーザルによって業者選定をしたいと。いろんな運行に対する御提案、安全運行に対する御提案とか、そういうものに加えて、いわゆる委託料も適正な委託料で取っていただけるように、それも、あまり低い委託料は逆にポイントが低くなるとかというような仕組みも考えまして、何とか質のよい運転を確保していただきたいというようなことから、そういう改正をまず試みたいというふうに思っております。やっぱり、人を乗せるということは非常に大事なことです。少しでも質のいい運行を確保したいということを思っております。

それと、これも公共交通のほうにならっておるんですが、一応、参考までに申し上げますと、前は大型一種というようなことでもよかったんですが、今は、大型二種の運転免許、これは人を乗せるバスに必要な運転免許の保持者ですとか、あるいは、仮に一種免許保有者であっても、2年間の免許の停止がなく、かつ国土交通大臣が認定する市町村運営有償運送等運転者講習を修了した者というもので、そういう運転手さん自体の資格とか、そういうものについても配慮しておることですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） しっかり考えられているということで大変うれしいですが、本当に子どもたちの命を預かっている仕事だと思います。

今、次長からの話の中でありましたけど、スクールバスって、僕もこの前、聞いてきたら、普通、大型バスって二種じゃないと運転できない。お金をいただく仕事だと二種ということで、ただ、スクールバスに限ってはお金をいただかないので、普通の大型免許さえ持っていれば運転ができるということで聞いておりました。比較的、大型免許さえあれば仕事ができるんだ、そしたら、入札に参加して安い、さっき言った、というちょっと危険な部分もあるのかなと思います。

しかしながら、今、人手不足ということで、大型二種を取るにしても、やはり経験から、普通免許を取ってから、順番に経験からあって取るのに時間がかかるということも聞いておりますが、あまりその辺も、事業者さんとの兼ね合いもあって、いざプロポーザルをやったら事業者が選定できずにスクールバスの運用ができなかったというのも1つの懸念だと思いますので、そのあたりを上

手に何とかして、子どもたちが安心して安全で通える環境を作っていただきたいと思います。

以上、こちらがほぼメインでしたのでいいです。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第1号を終わります。

◎議発第1号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程55、議発第1号 「脱炭素社会郡上」の実現に関する決議についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君）

議発第1号

「脱炭素社会郡上」の実現に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年2月26日提出

提出者 郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

賛成者 郡上市議会議員 原 喜 与 美

賛成者 郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議長 山 川 直 保 様

提出理由

気候変動は、市民の日常生活や経済活動に悪影響を及ぼしており、環境保護や環境負荷の軽減、エネルギーや経済の地域内循環を進めるとともに、恵まれた環境を次世代に継承すべく、市民一丸となって、異常ともいえる気候変動による問題に取り組む機運を醸成し、「脱炭素社会郡上」の実現を推進していくため。

1枚おめくりをおねがいします。

「脱炭素社会郡上」の実現に関する決議（案）

地球温暖化に起因する気候変動問題は、この地球に暮らす私たち一人一人にとって避けることの

できない課題となっている。近年、本市においても、集中豪雨による大規模な土砂災害や河川の氾濫による浸水害、暴風による倒木が原因の長期の停電等が発生している。さらに、猛暑や雪不足による農作物、スキー関連産業への影響、短期集中型の大雪による交通障害の発生など、気候変動は市民の日常生活や経済活動に悪影響を及ぼしており、将来に向けて深刻な脅威となっている。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とし1.5℃以内に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされている。

清流長良川の鮎が世界農業遺産に認定され、豊かな自然と文化に育まれた本市が、国際社会の一員として、環境保護や環境負荷の軽減はもとより、再生可能エネルギーの利活用による地域内循環を進めることは、政策推進の柱として掲げている観光立市郡上を目指すところと一致するものである。また、本市の恵まれた環境を次世代に継承するため、SDGsの達成を目指し、その取り組みを着実に進め、脱炭素社会を実現する責務がある。

よって、本市議会は本市とともに市民一丸となって異常ともいえる気候変動による問題に取り組む気運を醸成し、「脱炭素社会郡上」の実現に向けての取り組みを推進していくことを決意する。

以上決議する。

令和3年2月26日

郡上市議会

○議長（山川直保君） 提出者の説明を求めます。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 昨年12月の定例会におきまして、要望が市議会、あるいは執行部のほうへ来ておりました。この結論は皆様も御存じのように趣旨採択ということでしておりましたが、その理由は、12月に一般質問で3名の方もありましたけども、その中での市長さんの答弁もございましたが、制限をするなら、それはアクションもつけていかなきゃいけない。そして、市と議会、あるいは市民が共同保証でやらなきゃ意味がないということで、今回、冒頭、市長さんの施政方針の中にもございましたように、市と歩調がそろうということで議会も一緒に、決議案の最後のほうにありますが、本市とともに市民と一丸となってということで、機が熟したということで決議をいたしたいと思いますので、関係各位の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議発第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を

省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議発第1号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第2号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程56、議発第2号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君）

議発第2号

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年2月26日提出

提出者 郡上市議会議員 渡 辺 友 三

賛成者 郡上市議会議員 三 島 一 貴

賛成者 郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議長 山 川 直 保 様

提出理由

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、市内においてもこの数か月で感染者が急増するなど、状況が刻々と変化している。医療機関及び介護施設等は、新型コロナウイルス感染症対応に奔

走しており、医療機関では外来の受診控え、介護施設等では利用者の減少が発生している。これら
のにより、収入が大幅に減少し、厳しい経営となっている医療機関及び介護施設等を支援する
ため。

1 枚おめくりをおねがいします。

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関はその対応に奔走し、介護施設及び介護事業
所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多
くの医療機関では、患者が感染を恐れ、外来の受診を控えたことにより患者数が減少するとともに、
介護施設等でも感染を恐れた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受け入
れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたこと
から、入院患者の受け入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。

これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営が強いられて
いる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、
安全、安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く要望する。

記

- 1、医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。
 - 2、医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてを取ることを。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月26日

岐阜県郡上市議会

提出先については御覧のとおりになります。

○議長（山川直保君） ここで提出者の説明を求めます。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、ただいま議題となっております議発第2号 新型コロナウイルス
感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書につきまして御説明をさせていただきます。

ただいま、内容、趣旨につきましては事務局のほうから朗読をいただきました。また、この表題
と同じ陳情書を昨年の9月議会で委員会への付託を受けまして、継続審査とし、12月定例会初日
におきまして、この場で不採択となりましたことは、皆さん方、御承知のとおりでありますので、そ
の詳細については省かせていただきますけれども、ここで議決をした直後から感染状況が市におい

でも大きく変化をしてまいりました。その中で、開催中の委員会の中で、あれを否決をしたけれどもという御意見がありまして、委員会としては、同一会期中には審議は無理なので、3月議会へ向けて審議をしていきたいと、検討をするというようなことで了解を得ておったところでございますが、その間におきまして、介護施設利用者状況や個人病院等での感染症の影響というものをいろいろと状況を伺ってまいっております。

医療機関では、やはり小児科、また、整形外科において診察控え、そして、一般診療においても診察控えの影響が出ております。

また、介護施設では、職員も感染という恐怖におびえながら勤務をし、利用されるお年寄りも、また、そのご家族も感染を恐れての利用控えが出ておるということで、このような状況の中で、経営が厳しく、大変えらくなっているとお話でありました。

現在は県内の感染者が下げ止まりのような状況であります。美濃加茂市の病院のクラスター報道や、また、昨日、一昨日の瑞浪市の病院でのクラスター発生、そして、昨日でしたか、郡上市においても90代の方がお亡くなりになるというようなことで、報道を見ておると、医療機関の切迫した状況は継続しており、市内の病院においても、感染者受け入れ態勢や、また、後方支援への対応に向けて準備が整えられておりますこと、大変厳しい状況は増しておると感じ取っております。

国においては、7日を待たずに、今月で緊急事態宣言解除のような方針も出ておりますけれども、まだまだいつどこで誰が感染するかわからない状況は続いております。期待されるワクチン接種の予定も不確定なコロナ禍の中で、いつ収束するとも予測もたない状況において、市民に安心安全な医療や介護、福祉が、経済的にも安定した提供ができるよう、医療機関に合わせて介護施設等にも一刻も早い国の新たな支援制度の創設を求めるものであります。

なお、県議会においても、同趣旨の要望を出されるというようなお話も聞いておりますし、今議会前には、郡上の社会福祉推進協議会から請願という形で出てくるところでしたけれども、同一文書であるということで取り下げがされております。どうか、全議員の皆様方の賛同をお願いし、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議発第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議発第1号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議発第2号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第3号について(採決)

○議長(山川直保君) 日程57、議発第3号 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第169条の規定により申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、議員を派遣することに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議報告第1号から議報告第3号までについて(報告)

○議長(山川直保君) 日程58、議報告第1号 諸般の報告について(議員派遣の報告)についてから、日程60、議報告第3号 諸般の報告について(定期監査の結果)までの3件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果、定期監査の結果が議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告にかえます。

◎要望第1号について(委員会付託)

○議長(山川直保君) 日程61、要望第1号 営農用水道料金特例(郡上市水道事業給水条例附則)等の延長に関する要望書についてを議題とします。

要望第1号につきましては、お手元に配布しました要望文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(山川直保君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 2時59分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員